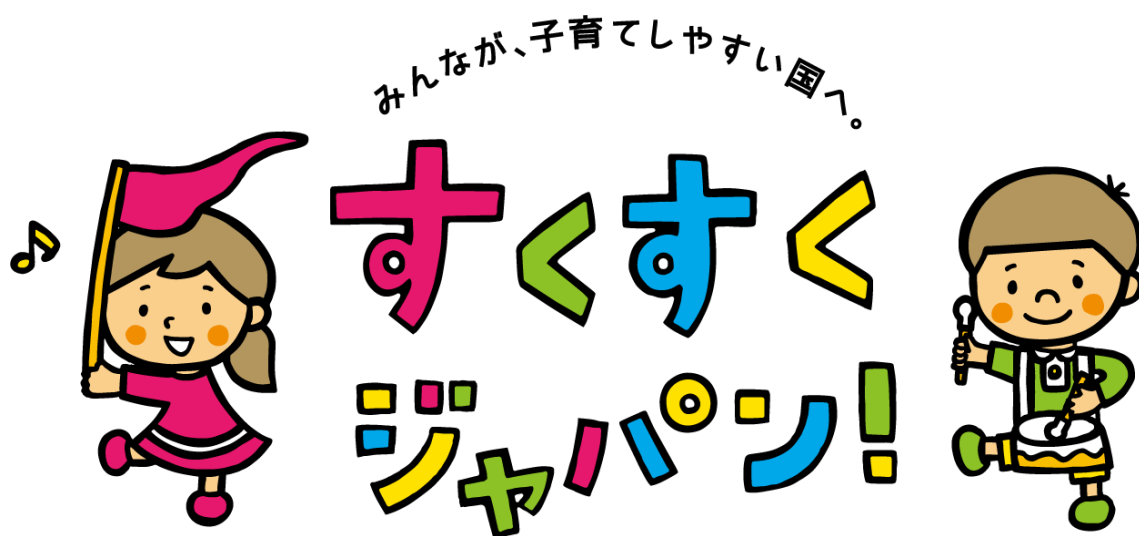


第2期 本別町子ども・子育て支援事業計画

令和2年度～令和6年度



本 別 町

令 和 2 年 3 月

目 次

第1章 計画の策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1 計画策定の背景と目的・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4 計画策定の経過・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第2章 子どもをめぐる現状と課題・・・・・・・・	3
1 人口・世帯の状況・・・・・・・・	3
(1) 人口動態・・・・・・・・	3
(2) 世帯の動向・・・・・・・・	6
2 結婚・就業の状況・・・・・・・・	8
(1) 未婚率・・・・・・・・	8
(2) 平均初婚年齢・・・・・・・・	8
(3) 第1子出生時の母親の平均年齢・・・・・・・・	9
(4) 女性の就業状況・・・・・・・・	9
3 子育て環境・・・・・・・・	10
(1) 子どもの教育・保育環境・・・・・・・・	10
(2) 児童・生徒の状況・・・・・・・・	12
(3) 放課後児童クラブ・・・・・・・・	13
(4) 母子保健事業・・・・・・・・	14
4 アンケート調査の結果・・・・・・・・	16
(1) 調査の概要・・・・・・・・	16
(2) アンケート結果と課題・・・・・・・・	16
第3章 計画の基本的な考え方・・・・・・・・	23
1 計画の基本理念・・・・・・・・	23
2 計画の基本的視点・・・・・・・・	24
(1) 地域全体で支え合う視点・・・・・・・・	24
(2) 子どもからの視点・・・・・・・・	24

(3) サービス利用者の視点・・・・・・・・・・・・・・・・	24
(4) すべての子どもと家庭への支援の視点・・・・・・・・	24
(5) 次世代に向けた長期的な視点・・・・・・・・	24
3 計画の基本目標・・・・・・・・	25
(1) 「福祉でまちづくり」推進と支え合い活動の充実・・・・・・・・	25
(2) 子どもの権利を尊重し、子どもが夢をもって暮らせる環境づくり・・・	25
(3) 健やかに生み育てる環境の充実・・・・・・・・	25
(4) 自然・地域と親しみ豊かな心と生きる力の形成・・・・・・・・	25
 第4章 本別町子ども・子育て支援事業計画・・・・・・・・	 27
1 子ども・子育て支援の事業体系・・・・・・・・	27
(1) 子どものための教育・保育給付・・・・・・・・	27
(2) 子育てのための施設等利用給付・・・・・・・・	27
(3) 地域子ども・子育て支援事業・・・・・・・・	27
2 就学前教育・保育の充実と小学校との接続の円滑化・・・・・・・・	28
3 教育・保育提供区域の設定・・・・・・・・	29
4 教育・保育の量の見込みと提供体制・・・・・・・・	29
(1) 第2期計画期間中の推計人口・・・・・・・・	29
(2) 幼児期の教育と保育・・・・・・・・	30
(3) 地域子ども・子育て支援事業・・・・・・・・	35
5 教育・保育の一体提供及び推進体制の確保・・・・・・・・	47
6 教育・保育給付および施設等利用給付の円滑な実施・・・・・・・・	47
 第5章 子ども・子育て支援の取組・・・・・・・・	 49
1 福祉でまちづくり推進と支え合い活動の充実・・・・・・・・	49
(1) 子育て支援サービスの拡充・・・・・・・・	49
(2) 子育てを支援する人材・団体の育成・・・・・・・・	52
(3) 保育サービスの充実・・・・・・・・	53
(4) 仕事と子育ての両立推進・・・・・・・・	53
(5) 男性の育児参加の促進・・・・・・・・	54
(6) 安全・安心なまちづくりの推進・・・・・・・・	55

2	子どもを尊重し、子どもが夢をもって暮らせる環境づくり	57
(1)	子どもの権利確立	57
(2)	児童虐待防止対策の充実	58
(3)	子どもの貧困対策	59
3	健やかに生み育てる環境の充実	61
(1)	子どもを持ちたい人への支援	61
(2)	妊産婦に関する切れ目のない保健対策の充実	62
(3)	幼児と親の健康の確保	65
(4)	学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実	67
(5)	支援を必要とする子どもへの療育の充実	71
(6)	子どもの安全確保	74
4	自然・地域と親しみ豊かな心と生きる力を育む	76
(1)	児童の健全育成活動の支援	76
(2)	家庭や地域の教育力の向上	77
(3)	次代の親の育成活動の充実	78
(4)	生きる力の育成強化	79
第6章 計画の推進に向けて		83
1	地域の住民・団体・機関等の連携および協力体制の構築	83
2	地域資源の把握・有効活用	83
3	計画の点検・評価	83

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

少子化の進行や出生率の長期的な低下は、社会保障をはじめ、わが国の社会経済全体に急速な構造的変化をもたらし、深刻な影響を与えるだけでなく、子どもたちが健やかに育つ環境を形成するうえでも大きな課題となっています。本格的な人口減少社会が始まりつつある中で、子育て家庭の生活スタイルや価値観がめまぐるしく変容し、それに伴う保育ニーズの多様化が広がりを見せるとともに、児童虐待の顕在化や経済的に困難な状況にある世帯における子どもの貧困の連鎖など、家庭や地域・社会における子育て力・教育力の低下が浮き彫りになり、子どもや子育て家庭をめぐる課題は依然として解決すべき課題が数多く残されています。

このような国内の情勢を背景に、「子ども・子育て関連3法」が平成24年に成立し、以降、国を挙げて質の高い幼児期の学校教育と保育の総合的な提供、保育の量的拡大、地域の子ども・子育て支援の充実などが積極的に進められています。

本別町においても同法に基づき、平成27年度から平成31年度（令和元年度）までを計画期間とする「未来にひろがるまめっ子すくすく計画（本別町子ども・子育て支援事業計画）」（以下この計画において「第1期計画」という。）を策定し、認定こども園の整備や学童保育所の拡大をはじめ、様々な子育て支援施策を展開し、子どもの育ちと子育てをめぐる環境を整えてきました。

このほど、第1期計画の終期を迎えるにあたり、これまでの子ども・子育て支援施策を検証し、さらに本別町内すべての子育て世帯を対象としたニーズ調査の結果を踏まえ、引き続き計画的に施策を推進するため、「第2期本別町子ども・子育て支援事業計画」（以下この計画において「第2期計画」という。）を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、他の計画と連携しながら諸課題の解決に取り組み、子どもの育ちと子育て環境の充実を目指します。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するもので、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」の内容を包含し、本町におけるおおむね18歳未満のすべての子どもと家庭を対象とした子ども施策を総合的・一体的に進めるための計画として位置づけるものです。

また、本計画は最上位計画である「本別町総合計画」をはじめ、関連する健康福祉・教育分野など各分野の関連計画・方針との整合、調整を図りながら策定します。

第6次本別町総合計画

第3期本別町地域福祉計画（H28～R2）

第7期本別町銀河福祉タウン計画（H30～R2）

第1期障がい福祉総合計画（H30～R2）

第3期母子保健計画（R2～R6）

第2期本別町子ども・子育て支援事業計画（R2～R6）

子ども施策は、保育など子育て支援サービスを充実するだけでなく、地域で暮らす子どもとその子どもを育む家庭を、教育、子育て支援、コミュニティ、保護者の就業・雇用、生活環境、若者の自立支援などの面から、総合的に応援する地域づくりを進めようとするものです。

3 計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、令和2年度から令和6年度までの5年を1期とします。

4 計画策定の経過

本計画は、本別町子ども・子育て会議において委員の意見をいただき策定しました。

子ども・子育て会議の委員には、子育て支援事業に関わる事業所の代表者、子育てに関する学識経験者のほか、子育て中の保護者で構成されています。

会議では、ニーズ調査項目の検討、調査結果の検証のほか、計画策定にあたっての具体的な協議・検討をいただきました。

第2章 子どもをめぐる現状と課題

1 人口・世帯の状況

(1) 人口動態

① 人口の動向

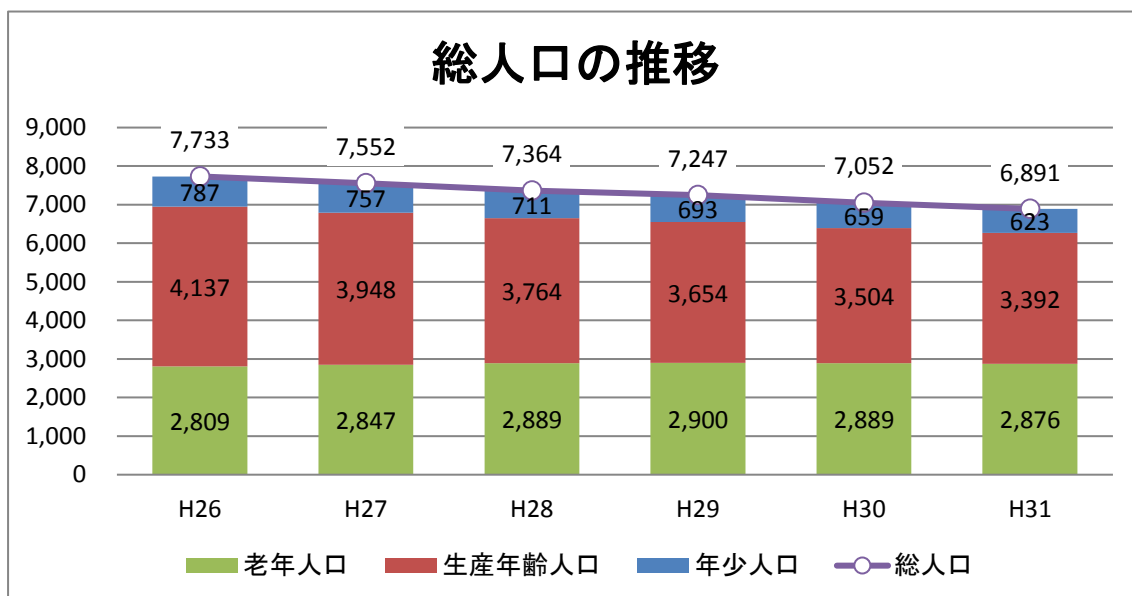
本別町の人口は年々減少し、平成31年3月31日現在で6,891人となっています。

年少人口、生産年齢人口ともに右肩下がりであり、老年人口は平成29年まで増加傾向にありましたが、平成30年からは減少に転じています。ただし、老年人口の構成比は増加が続いています。

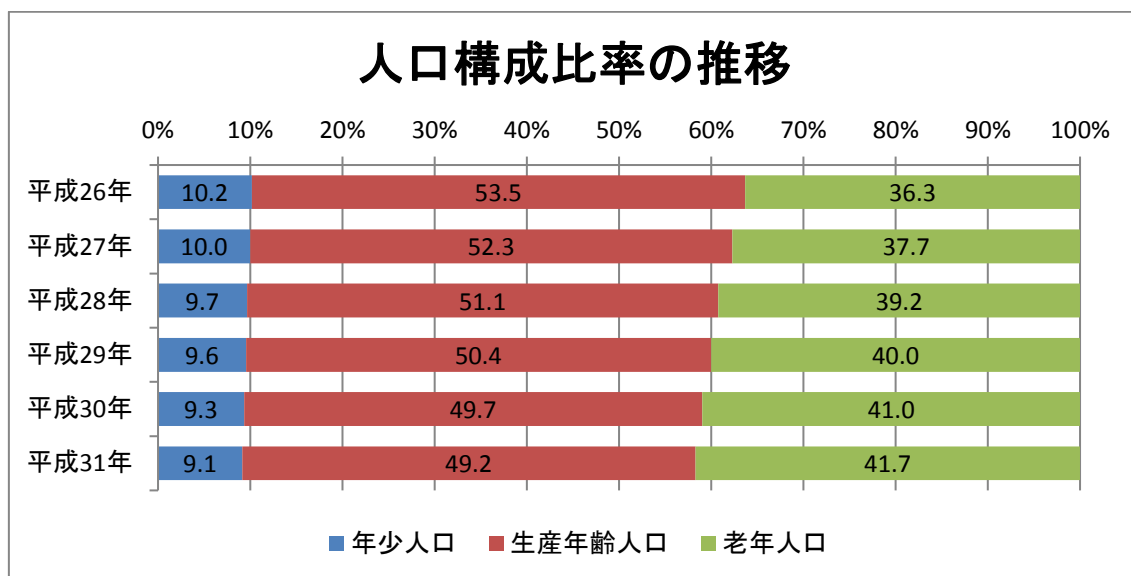
■人口構成の推移

区分		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
年少人口 (0～14歳)	人	787	757	711	693	659	623
	%	10.2	10.0	9.7	9.6	9.3	9.1
生産年齢人口 (15～64歳)	人	4,137	3,948	3,764	3,654	3,504	3,392
	%	53.5	52.3	51.1	50.4	49.7	49.2
老年人口 (65歳以上)	人	2,809	2,847	2,889	2,900	2,889	2,876
	%	36.3	37.7	39.2	40.0	41.0	41.7
総人口	人	7,733	7,552	7,364	7,247	7,052	6,891
	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：住民基本台帳（各年3月31日）



資料：住民基本台帳（各年3月31日）



資料: 住民基本台帳(各年3月31日)

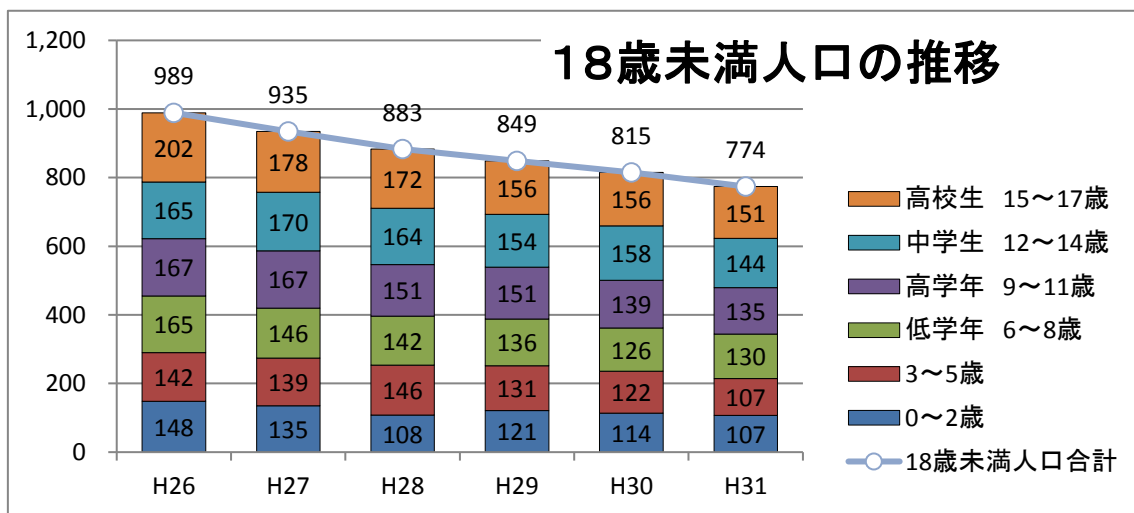
② 子どもの人口

18歳未満人口の推移をみると、減少傾向にあります。年齢が低いほど人口が少なくなっており、年々出生数が減少していることがうかがえます。

■ 18歳未満人口の推移

区分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0～2歳	148	135	108	121	114	107
3～5歳	142	139	146	131	122	107
就学前人口小計	290	274	254	252	236	214
低学年 6～8歳	165	146	142	136	126	130
高学年 9～11歳	167	167	151	151	139	135
小学生人口小計	332	313	293	287	265	265
中学生 12～14歳	165	170	164	154	158	144
高校生 15～17歳	202	178	172	156	156	151
18歳未満人口合計	989	935	883	849	815	774

資料: 住民基本台帳(各年3月31日)



資料: 住民基本台帳(各年3月31日)

③ 出生数等の推移

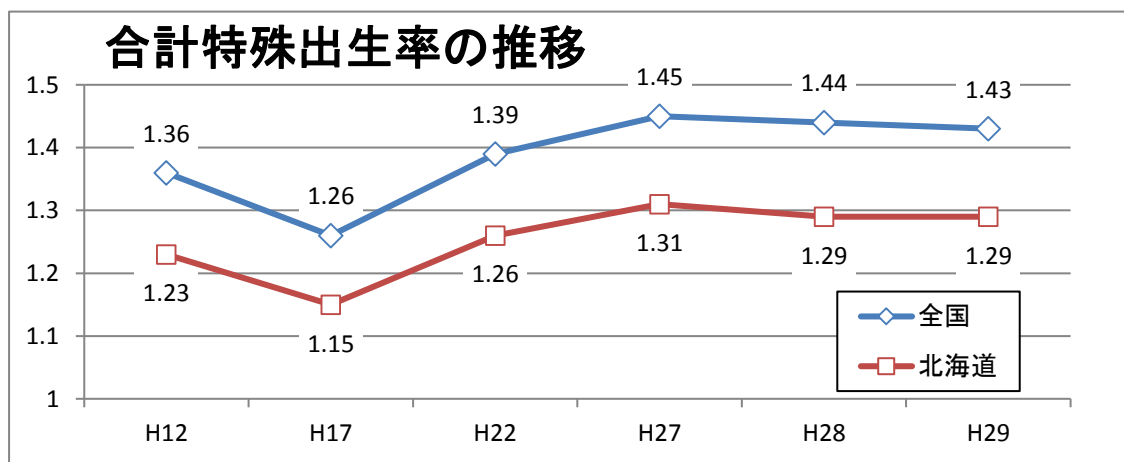
本町の出生数は、平成24年の61人に対して平成27年は28人と、45.9%も減少しました。

また、婚姻件数も年々減っており、出産の契機となる大きなライフイベントが減ったことも出生数減の一因と考えられます。

■ 本別町の出生数等の推移

区分		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
出産	出産数	61	47	49	28
	婚姻件数	36	26	22	20
婚姻	離婚件数	6	8	9	5

資料: 十勝保健情報年報



資料: 人口動態総覧

（２）世帯の動向

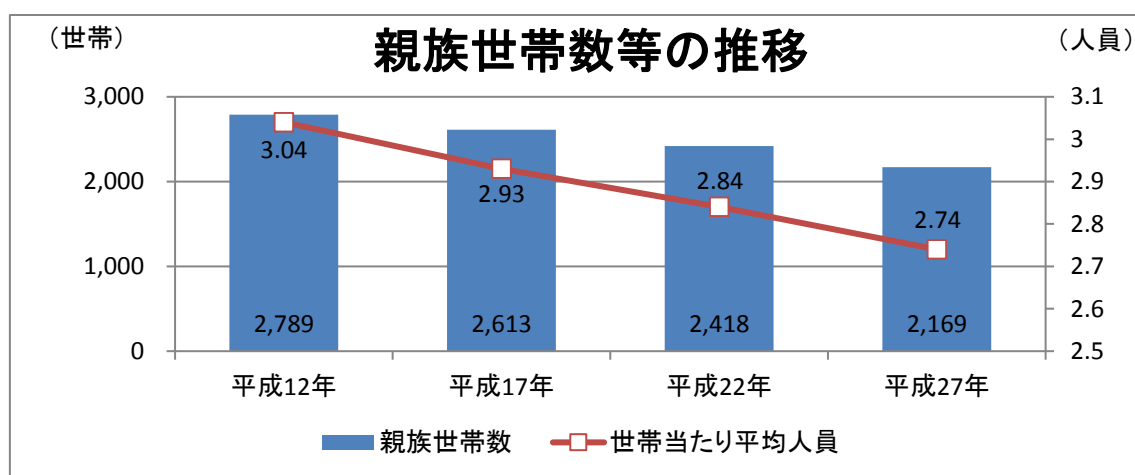
① 世帯数と平均世帯人員の推移

国勢調査から親族世帯の数と世帯あたり平均人員をみると、ともに減少傾向にあります。

■本別町の親族世帯数等の推移

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
親族世帯数	2,789	2,613	2,418	2,169
親族世帯人員	8,491	7,657	6,878	5,966
世帯あたり平均人員	3.04	2.93	2.84	2.74

資料：国勢調査



※親族世帯とは、2人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯をいいます。

○国勢調査における世帯の種類の分類

世帯	一般世帯	A: 親族世帯	I : 核家族世帯
			II : その他の親族世帯
		B: 非親族世帯	
		C: 単独世帯	
	施設等の世帯		

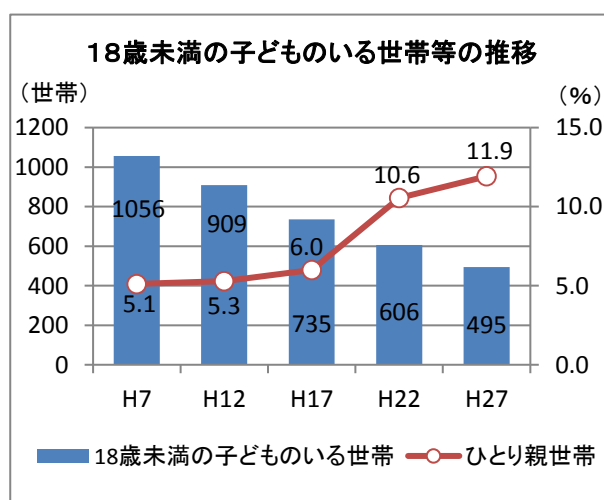
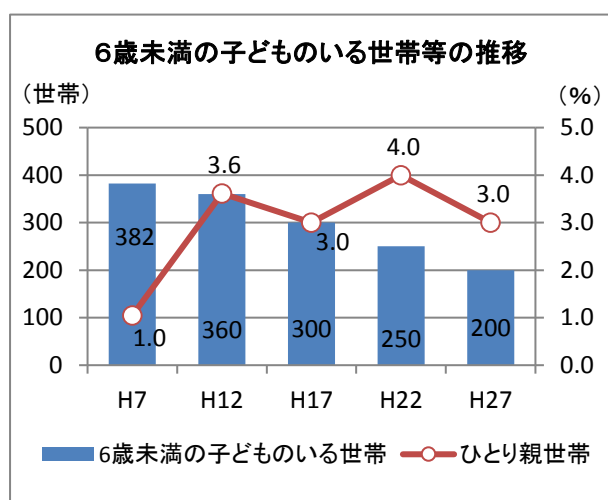
② 子どものいる世帯の類型

一般世帯（親族世帯）、子どものいる世帯ともに減少傾向にあります。平成27年の18歳未満の子どものいる世帯数は、平成7年に比べて半数以下となっていますが、ひとり親世帯の数は増えています。

■本別町における世帯類型の推移

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯数(親族世帯) (A)	2,919	2,789	2,613	2,418	2,169
6歳未満の子どものいる世帯 (B)	382	360	300	250	200
B/A(%)	13.1	12.9	11.5	10.3	9.2
核家族世帯 (a)	274	264	227	197	165
a/B(%)	71.7	73.3	75.7	78.8	82.5
ひとり親世帯 (c)	4	13	9	10	6
c/B(%)	1.0	3.6	3.0	4.0	3.0
その他親族世帯 (b)	108	96	73	53	35
b/B(%)	28.3	26.7	24.3	21.2	17.5
18歳未満の子どものいる世帯 (C)	1,056	909	735	606	495
C/A(%)	36.2	32.6	28.1	25.1	22.8
核家族世帯 (d)	711	627	532	453	388
d/C(%)	67.3	69.0	72.4	74.8	78.4
ひとり親世帯 (f)	54	48	44	64	59
f/C(%)	5.1	5.3	6.0	10.6	11.9
その他親族世帯 (e)	345	282	203	153	107
e/C(%)	32.7	31.0	27.6	25.2	21.6

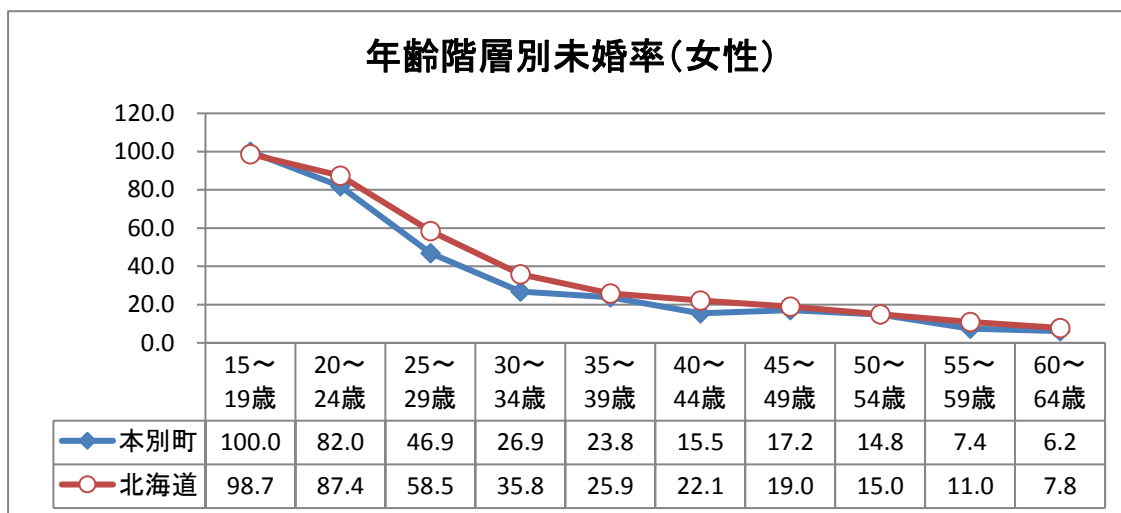
資料：国勢調査



2 結婚・就業の状況

(1) 未婚率

平成27年度の国勢調査のデータによると、本町の女性未婚率は、北海道と比較してやや低くなっており、特に25歳から34歳まではその差が10ポイント程度と、他の年齢階層と比較して大きくなっています。



(2) 平均初婚年齢

北海道の平均初婚年齢は、男性、女性とも全国より低くなっていますが、その差はごくわずかです。

以前は年々上昇していましたが、近年はその傾向が緩やかになっており、平成26年ごろから大きな変動はほとんどありません。

■ 平均初婚年齢の推移

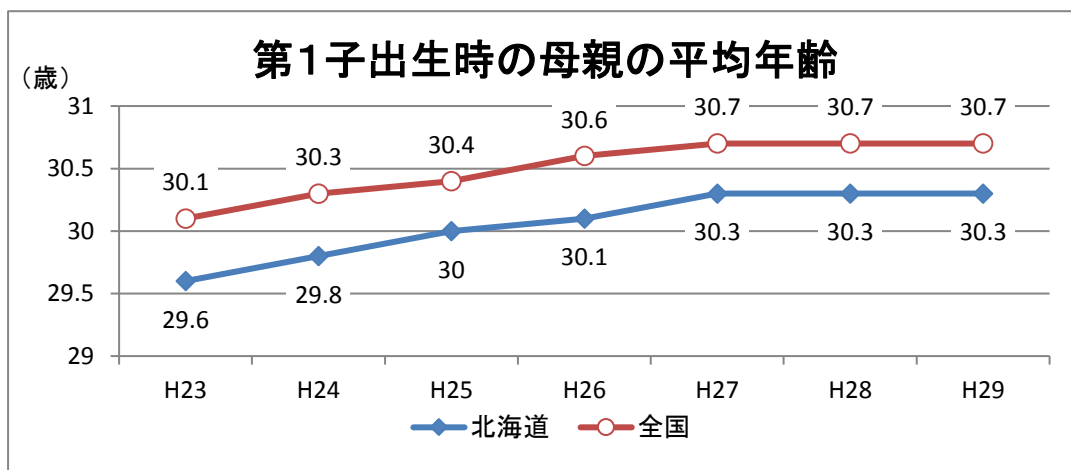
区分	男性		女性	
	北海道	全国	北海道	全国
平成21年度	29.8歳	30.4歳	28.4歳	28.6歳
平成22年度	30.1歳	30.5歳	28.7歳	28.8歳
平成23年度	30.2歳	30.7歳	28.7歳	29.0歳
平成24年度	30.4歳	30.8歳	29.0歳	29.2歳
平成25年度	30.4歳	30.9歳	29.1歳	29.3歳
平成26年度	30.7歳	31.1歳	29.2歳	29.4歳
平成27年度	30.7歳	31.1歳	29.3歳	29.4歳
平成28年度	30.7歳	31.1歳	29.4歳	29.4歳
平成29年度	30.7歳	31.1歳	29.3歳	29.4歳

資料: 厚生労働省「人口動態統計」

(3) 第1子出生時の母親の平均年齢

北海道の第1子出生時の母親の平均年齢は、全国と比較して0.5歳程度低く推移しています。

年々高くなる傾向にありましたが、全国、北海道とも平成28年から前年水準を保っており、平均初婚年齢の推移と同様の傾向にあります。

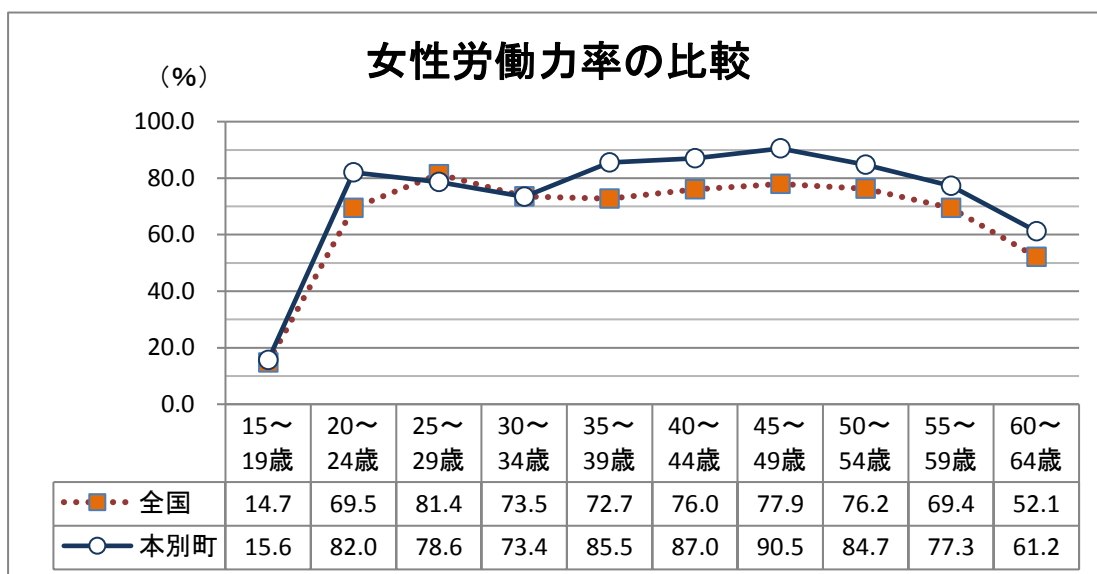


資料: 厚生労働省「人口動態統計」

(4) 女性の就業状況

本町においても、第1子出生時平均年齢の30歳辺りの落ち込みが見られますが、その後の回復は全国平均を大きく上回っています。

また、全国平均のグラフにおいては、以前見られた極端なM字カーブは解消されつつあり、これを一定の政策効果の現れとする一方、出産年齢の高齢化、出産しないことを選択する女性の増加も一因として考えられます。



資料: 平成27年国勢調査

3 子育て環境

(1) 子どもの教育・保育環境

① 保育所の状況

本町の保育所及び認定こども園の状況は、以下の表のとおりです。

町内に2か所あった認可保育所は平成29年3月をもって閉所し、同年4月から学校法人立の認定こども園が開設しました。平成29年以降の数値は2号認定または3号認定を受けている児童の人数です。

■町内の認可保育所及び認定こども園の状況

区 分		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
施 設 数		2	2	2	1	1	1
定 員 数		180	180	180	132	132	120
利 用 児 童 数		108	114	122	108	104	97
内 訳	産休明け～6カ月	－	－	－	－	－	－
	0歳児	3	8	4	3	0	3
	1歳児	20	10	22	11	21	8
	2歳児	18	23	15	23	16	25
	3歳児	26	26	28	20	23	19
	4歳児	17	30	23	25	20	23
	5歳児	24	17	30	26	24	19
保 育 士 ・ 保 育 教 諭 数		22	24	23	25	23	20
待 機 児 童 数		0	0	0	0	0	0

資料：本別町子ども未来課（各年4月1日）

■町内の認可外保育所（へき地保育所）の状況

区 分		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
施 設 数		2	2	2	2	2	2
定 員 数		100	100	100	100	100	100
利 用 児 童 数		34	32	37	35	24	25
内 訳	産休明け～6カ月	－	－	－	－	－	－
	0歳児	－	－	－	－	－	－
	1歳児	－	－	－	－	－	－
	2歳児	－	－	4	5	3	6
	3歳児	10	12	11	7	6	6
	4歳児	11	10	12	12	5	7
	5歳児	13	10	10	11	10	6
保 育 士 ・ 保 育 教 諭 数		5	4	4	6	5	5
待 機 児 童 数		0	0	0	0	0	0

資料：本別町子ども未来課（各年4月1日）

■町内の保育施設全体の状況(平成 31 年 4 月 1 日)

区分	定員	年齢区分						
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
認定こども園	120	3	8	25	19	23	19	97
勇足へき地保育所	50	-	-	6	4	7	4	21
仙美里へき地保育所	50	-	-	0	2	0	2	4
合 計	220	3	8	31	25	30	25	122
前 年 度 計	232	0	21	16	23	20	24	104
対 前 年 度 比 (%)	94.8	皆増	38.1	193.8	108.7	150.0	104.2	117.3
他 市 町 から 受 託		0	1	1	0	0	0	2

資料: 本別町子ども未来課

② 幼稚園等の状況

町内にあった幼稚園は平成 29 年 3 月をもって閉園し、同年 4 月より認定こども園において幼児期の学校教育を行っています。平成 29 年以降の数値は 1 号認定を受けている児童の人数です。

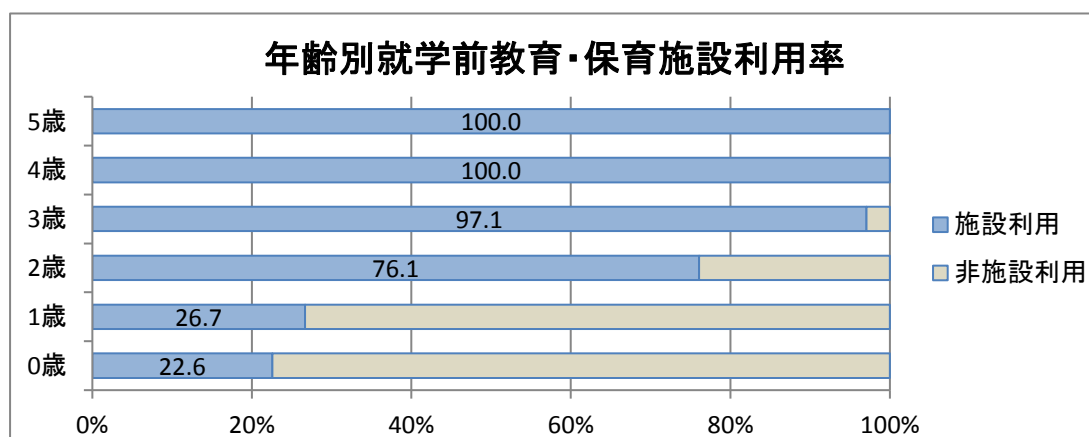
■町内の認可保育所及び認定こども園の状況

区分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
3歳児 年少	15	8	9	6	10	7
4歳児 年中	14	13	8	13	7	9
5歳児 年長	15	14	13	7	11	6
合計	44	35	30	26	28	22

資料: 本別町子ども未来課(各年4月1日)

③ 就学前児童の教育・保育の状況

令和元年度における本町の就学前児童の保育等の状況をみると、3 歳以上の児童のほとんどが認定こども園または保育所を利用しています。2 歳以下の児童も以前と比べて施設利用率が高くなりました。



④ 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援

障がいのある子どもや成長に心配のある子どもに対して、児童福祉法に基づき各種サービスが提供されます。

本町における対象児童のサービスの利用状況は次の表のとおりです。

		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
児童発達支援	支給決定実人数(人)	-	-	1	14	8
	延利用日数(日)	-	-	35	298	101
放課後等デイサービス	支給決定実人数(人)	-	-	-	16	24
	延利用日数(日)	-	-	-	301	255
保育所等訪問支援	支給決定実人数(人)	-	-	-	31	33
	延利用日数(日)	-	-	-	149	229

資料: 本別町総合ケアセンター(各年4月1日)

(2) 児童・生徒の状況

本町の児童・生徒の状況は次の表のとおりです。

区分		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
小学校	学校数	3	3	3	3	3	3
	学級数	18	18	16	15	15	14
	特別支援学級	10	11	9	10	10	10
	児童数	329	318	302	293	262	271
	教員数	47	45	43	45	43	40
中学校	学校数	2	2	2	2	2	2
	学級数	9	9	9	8	8	7
	特別支援学級	4	5	5	6	7	6
	児童数	163	170	166	154	159	144
	教員数	30	33	33	32	33	31

資料: 本別町教育委員会(各年5月1日)

特別支援教育

障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組みを支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

(3) 放課後児童クラブ

保護者が就労等により昼間家庭にいない場合などに、指導員の下、子どもの生活の場を提供するものです。

令和元年 10 月現在、本町の放課後児童クラブは本別、勇足、仙美里の 3 か所に整備されており、実施状況は以下のとおりです。

区分		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
児童クラブ数	箇所	1	1	1	2	3	3
対象児童数(人)	低学年	120	107	107	128	122	134
	高学年	129	131	112	132	140	137
在籍者数(人)	低学年	34	42	45	51	54	59
	高学年	4	6	1	12	19	16
在籍割合(%)	低学年	28.3	39.3	42.1	39.8	44.3	44.0
	高学年	3.1	4.6	0.9	9.1	13.6	11.7

資料: 本別町子ども未来課(各年4月1日)

放課後児童クラブ

学校区	実施場所	開設時間		
		月～金	土	振替休・長期休
本別	弥生町文教会館	下校時～18:00	8:00～18:00	8:00～18:00
勇足	地区公民館	下校時～17:45	－	9:00～17:00
仙美里	地区公民館	下校時～17:45	－	8:30～17:30

いずれも、日曜日、祝日、8 月 14 日～16 日、年末年始(6 日間)は閉所します。

(4) 母子保健事業

① 定期健康診査の受診状況

乳幼児健診の実施状況は次の表のとおりです。

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
乳児健診	対象者数(人)	138	102	124	114	99
	受診者数(人)	138	102	124	114	99
	受診率(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1歳6カ月健診	対象者数(人)	58	44	36	46	35
	受診者数(人)	58	44	36	46	35
	受診率(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
3歳児健診	対象者数(人)	53	52	39	41	34
	受診者数(人)	53	52	39	41	34
	受診率(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
発達健診	対象者数(人)	0	0	0	0	0

資料: 本別町健康管理センター

■乳幼児歯科健康診査の実施状況

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
1歳6カ月	受診者数(人)	58	43	36	45	30
	う歯あり(人)	2	0	0	1	0
	罹患率(%)	3.4	0.0	0.0	2.2	0.0
3歳児	受診者数(人)	53	52	39	41	34
	う歯あり(人)	7	4	4	4	6
	罹患率(%)	13.2	7.7	10.3	9.8	17.6

資料: 本別町健康管理センター

② 母子保健相談等の状況

■訪問相談等の実施状況

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
母子健康手帳交付	交付件数	37	48	35	31	30
妊産婦訪問指導	訪問件数	76	28	50	39	48
新生児訪問指導	訪問件数	52	28	49	38	40

資料：本別町健康管理センター

■相談・指導等の実施状況

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
乳幼児健康相談	開催回数(回)	24	24	24	24	24
	延参加人数(人)	355	249	346	386	372

資料：本別町健康管理センター

■妊婦健診・乳児健診費用助成

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
妊婦健診費用助成(回分)	14	14	14	14	14

資料：本別町健康管理センター

■乳幼児等医療支給状況

※平成 28 年 8 月より、対象上限を 15 歳年度から 18 歳年度に引き上げています。

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
受給者証交付件数(件)	707	673	762	712	665
医療費支給件数(件)	9,694	9,795	9,989	9,184	8,248
支給額(千円)	18,642	19,089	19,211	18,203	16,939
1件あたり平均額(円)	26,368	28,364	25,211	25,566	25,472

資料：本別町住民課

4 アンケート調査の結果

(1) 調査の概要

本調査は、子ども・子育て支援法に基づく制度の下で、教育・保育・子育て支援の充実を図るため、5年間を一期とする「子ども・子育て支援事業計画」の作成に際し、教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握し、基礎資料にするために行いました。

① 調査対象及び調査方法等

1.調査の種類	就学前児童を持つ保護者対象の調査(家庭単位) 小学生児童を持つ保護者対象の調査(家庭単位)
2.調査対象	就学前児童および小学生児童全数
3.調査地域	町内全域
4.配付数	就学前児童:255 票 小学生:267 票
5.調査基準日	平成 30 年 4 月 1 日
6.調査期間	平成 30 年 11 月 30 日から平成 30 年 12 月 20 日まで
7.調査方法	就学前:保育所等施設を経由して配付・回収 保育所等施設利用者以外は郵送による配付・回収 小学生:小学校を経由して配付・回収

②回収結果

区 分	就学前児童の保護者	小学生の保護者
1.配付数 A	255	267
2.回収数	177	231
3.有効回答数 B	177	231
4.有効回収率 $B \div A \times 100$	69.4%	86.5%

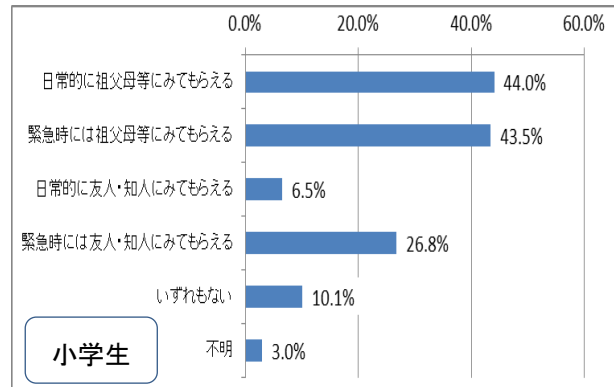
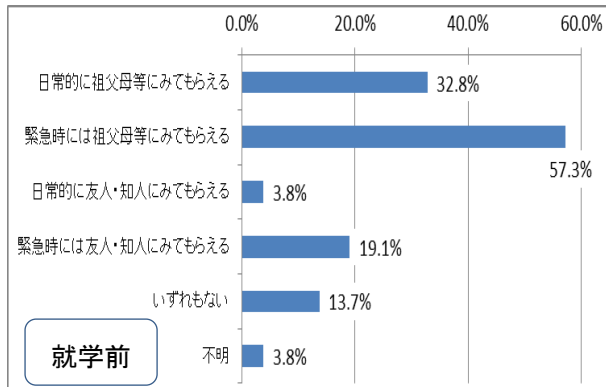
(2) アンケート結果と課題

① 親族等の支援

ほとんどの人が、日常的にあるいは緊急時に親族や友人に見てもらえる状況にあります。

しかし、「いずれもない」方が、就学前は 13.7%、小学生は 10.1%となっており、誰も頼りにする人がいない方の緊急時の対応策について検討する必要があります。

面倒を見てもらえる親族・友人の有無

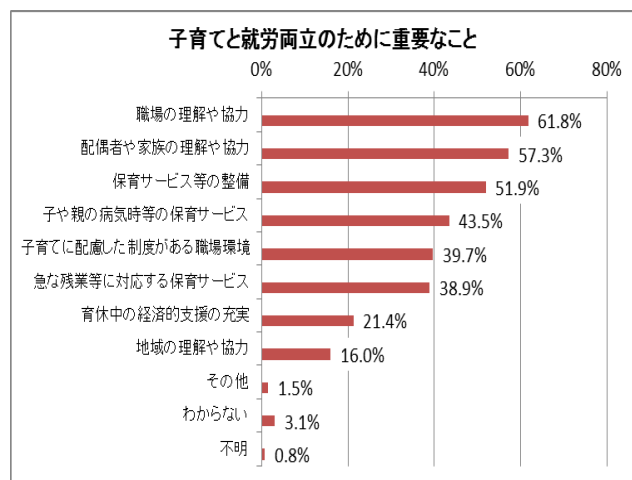
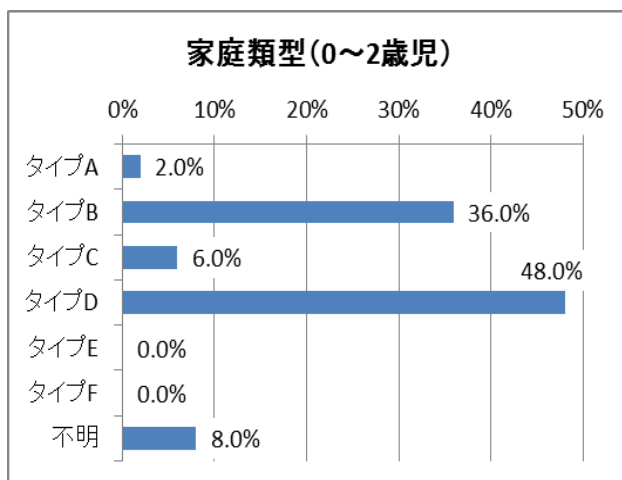
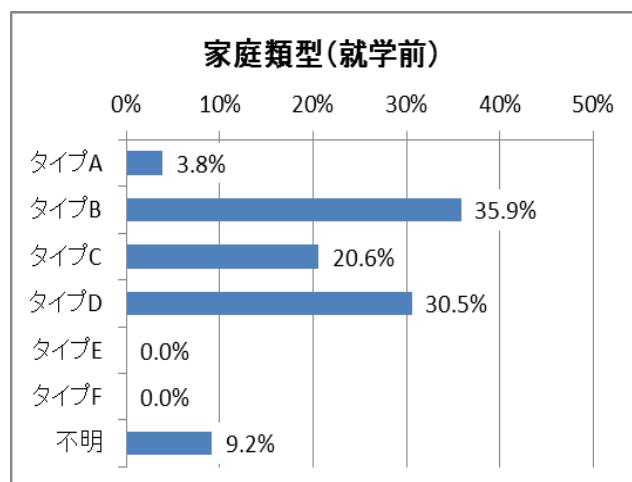


② 保護者の働き方の状況と子育てと就労を両立する環境

就学前児童の保護者の就労形態をみると、35.9%が両親ともにフルタイム、20.6%がフルタイムとパートタイムの組み合わせとなっていますが、0～2歳児に限ると、専業主婦（夫）の割合が多くなっています。

「子育てと就労を両立するために重要なこと」は、第1期計画策定時とほぼ同様の結果となっています。職場、家庭、行政それぞれにおいて両立支援について考えていくことが必要です。

タイプ	父母の有無と就労状況
A	ひとり親家庭
B	フルタイム×フルタイム
C	フルタイム×パートタイム
D	専業主婦（夫）
E	パートタイム×パートタイム
F	無業×無業



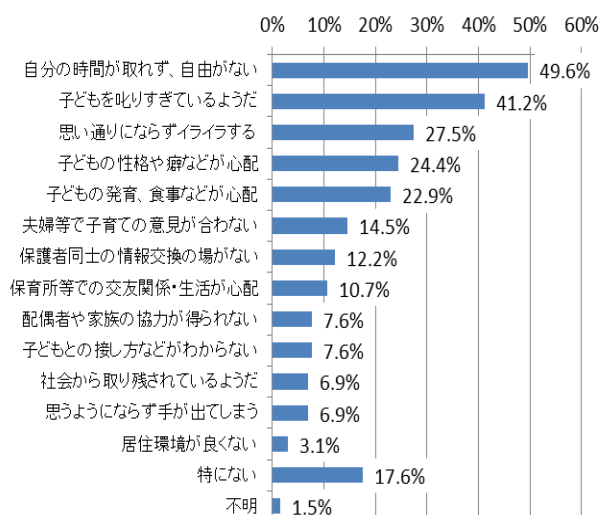
③ 子育ての悩みと相談体制

子育てについて、子どもの教育やしつけなど、様々な悩みを抱えながら子育てしている様子がわかりました。

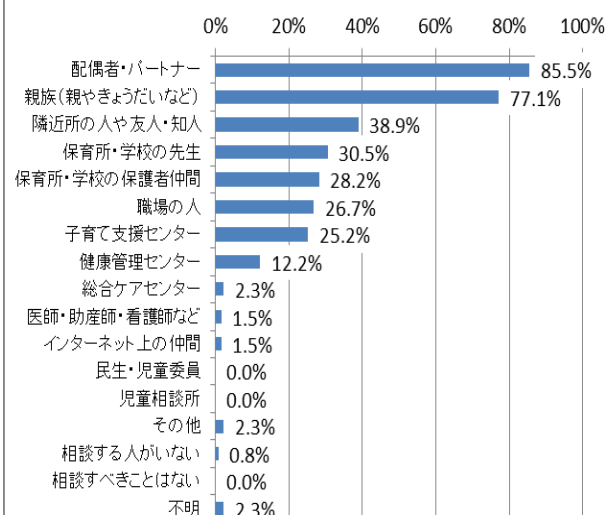
育児の悩みや不安は、配偶者、親やきょうだい、隣近所、友人や知人に相談することが多くなっていますが、保育所や学校の先生などへの相談も多くなっています。

町の機関や専門家による相談体制の充実、相談しやすい雰囲気づくりなどの工夫も必要となります。

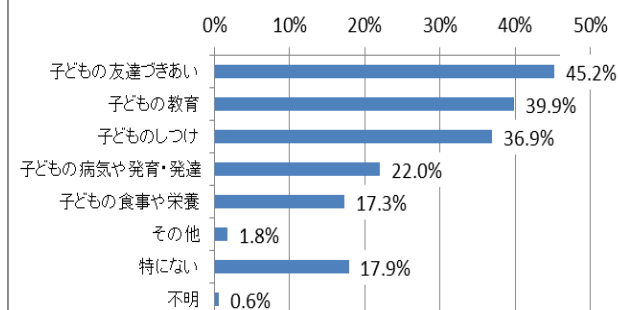
子育てをするうえでの悩み(就学前)



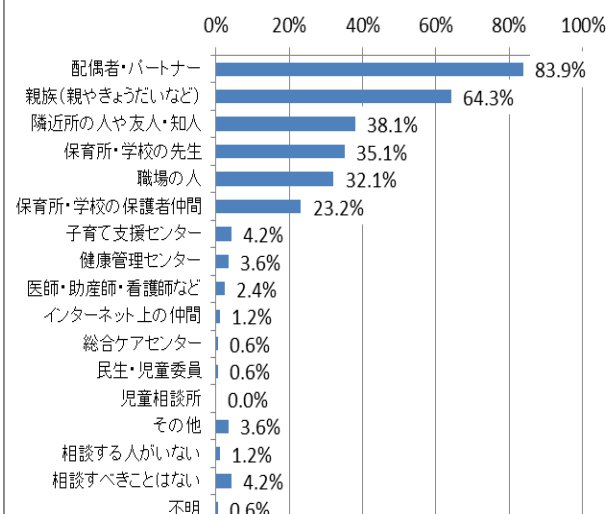
子育てについての相談相手(就学前)



子育てで悩んでいること(小学生)



子育てについての相談相手(小学生)

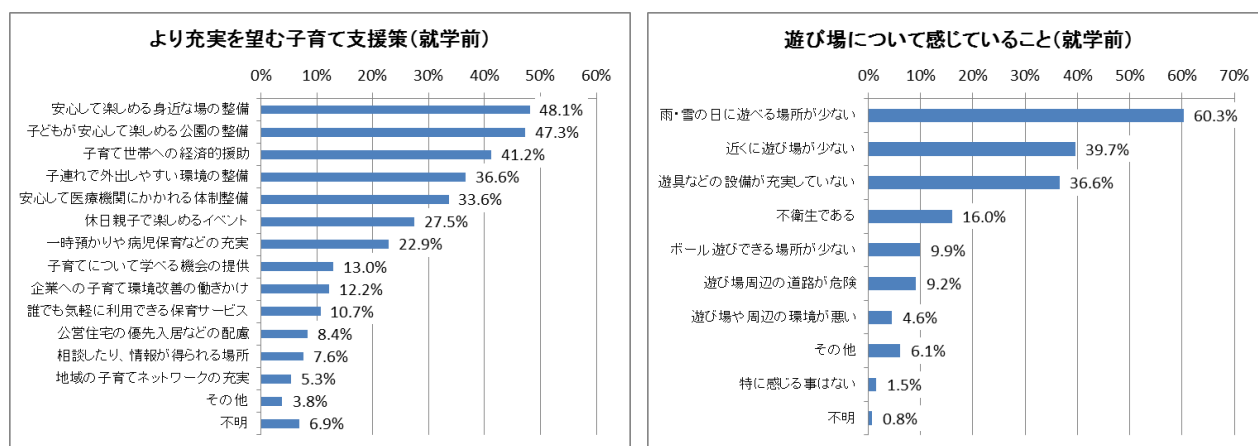


④ 医療体制の充実や遊び場の充実

子育て支援について町に求められていることは、「安心して楽しめる身近な場の整備」、「子どもが安心して楽しめる公園の整備」、「子育て世帯への経済的援助」、「子連れで外出しやすい環境の整備」が上位に入っています。

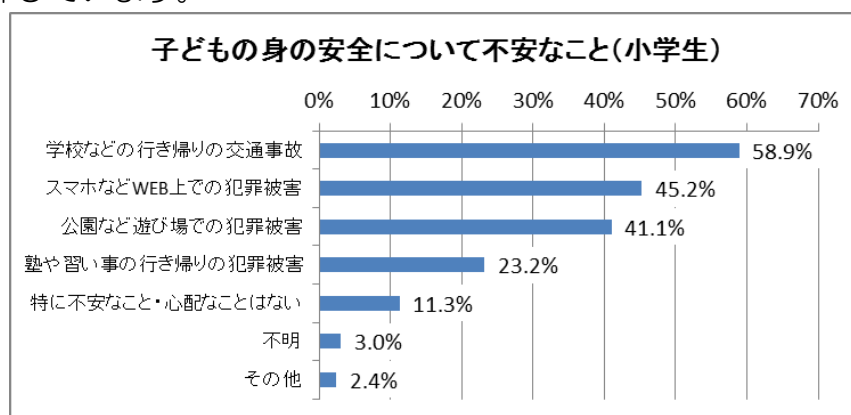
遊ぶ場の確保については、アンケートの自由意見においても多くの意見をいただいております。特に雨天時や冬季に楽しめる場や、勇足地区や仙美里地区の公園整備を望む声が寄せられています。

「子育て世帯への経済的援助」については、第1期計画策定時には最上位となっていました。その後、本別町独自施策として保育料の大幅な見直しや、北海道による多子世帯軽減の拡大が行われ、令和元年10月からは国が主導となって幼児教育・保育の無償化がスタートしました。また、医療費助成の対象年齢も拡大され、子育て世帯の経済的支援が大きく進みました。



⑤ 子どもの安全確保

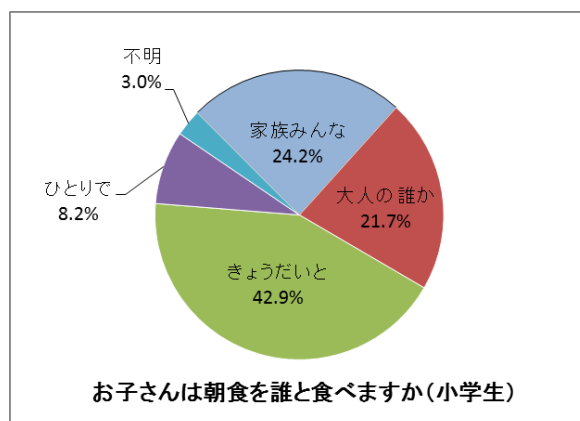
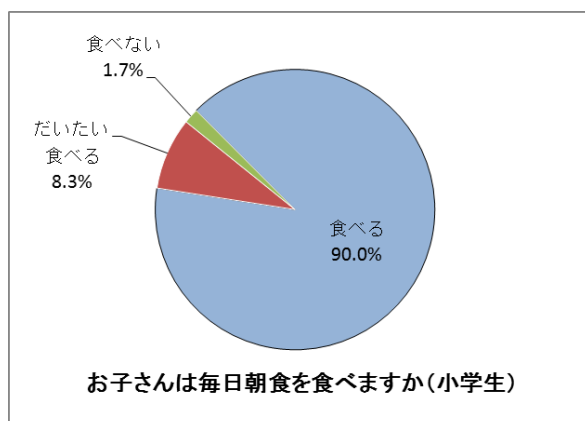
子どもの身の安全については、「学校などの行き帰りの交通事故」についての不安が大きく、アンケートの自由意見においても安全な歩道の整備や街路灯の増設などを求める意見がありました。また、「スマホなどWEB上での犯罪被害」が45.2%となっており、第1期計画策定時の26.1%から大きく伸びています。



⑥ 子どもの食生活と学習との関係

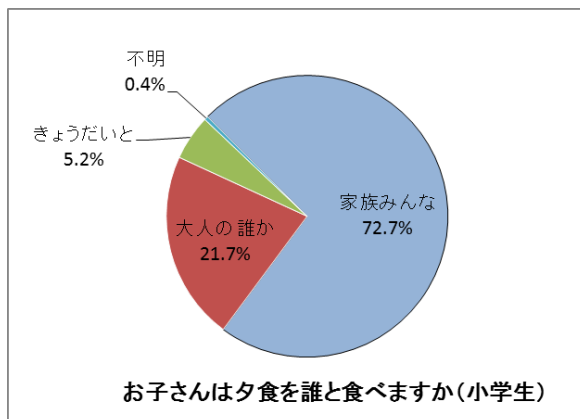
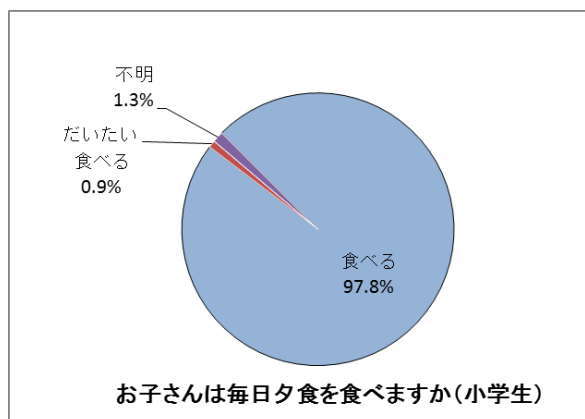
文部科学省が行っている全国学力・学習状況調査によると、毎日朝食を食べている児童生徒ほど、学力調査の平均正答率が高い傾向があるとされています。

本町の小学生は、1.7%（人数に換算すると4～5人程度）の児童が朝食をとっておらず、関係機関・部局と連携しながら朝食の大切さを啓発する必要があります。



近年、児童を取り巻く家庭環境や、保護者の労働環境の多様化等により、子どもの孤食（家族が揃って食事せず、各自ばらばらな時間に食べること。）が増えています。孤食は栄養の偏りやコミュニケーション不足など、心身の成長を妨げる要因となるといわれており、朝食の不摂取とともに好ましい状況ではありません。

本町の小学生は、夕食はひとりで食べることはないものの、朝食はひとりという児童が8.2%となっています。朝は児童も保護者も忙しく、食事の時間を合わせることができないのが主な要因として考えられますが、誰かと楽しく会話しながら朝食をとることは、その1日の活力につながります。



※ 以下⑦、⑧の表では、学年ごとに百分率で表記していますが、参考までに各学年の分母の数は、1年生：33人、2年生：44人、3年生：28人、4年生：43人、5年生：51人、6年生：32人の計231人です。

⑦ 家庭学習の習慣

本町の小学生は、少年団活動や習い事で忙しい子どもが多い中、9割以上が家庭学習の習慣があることがわかりました。特に、3年生の「毎日する(週6日以上)」の回答は8割を超えており、その高さが際立っています。

全体的に担任の先生の方針・指導による効果とともに、家庭での声掛けや付き添いなど、家庭学習の習慣づけに対する保護者の意識の高さがうかがえます。

お父さんは宿題、家庭学習をしていますか

	毎日する 週6日以上	しない日もある 週4～5日	あまりしない 週2～3日	ほとんどしない 週1日以下	不明
1年生	45.5%	33.3%	6.1%	9.1%	6.1%
2年生	65.9%	29.5%	2.3%	0.0%	2.3%
3年生	82.1%	10.7%	7.1%	0.0%	0.0%
4年生	62.8%	32.6%	2.3%	2.3%	0.0%
5年生	51.0%	43.1%	5.9%	0.0%	0.0%
6年生	59.4%	25.0%	6.3%	9.4%	0.0%
計	60.2%	30.7%	4.8%	3.0%	1.3%

⑧ 睡眠の状況

本町の小学生の睡眠の状況をみると、7割程度の子どもが22時までに就寝し、7時前に起床しています。睡眠時間は、9時間から10時間程度の子どもが多いようです。

一方、1割程度の子どもは、就寝時間が22時以降となっています。近年はスマートフォンやタブレットの使用が夜更かしの一因とされていますが、厚生労働省の調査によると、保護者の就労時間が長い(帰宅時間が遅い)家庭は、子どもの就寝時間が遅くなる傾向があるとされています。

昨今はフレックスタイムの導入など就労形態の多様化が進んでいますが、親のライフスタイルによって子どもの睡眠に大きな影響を与えることを意識する必要があります。

就寝時間

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	全学年
～ 20:29	6.1%	6.8%	7.1%	4.6%	3.9%	3.1%	5.2%
20:30 ～ 20:59	30.3%	36.4%	28.6%	25.6%	19.6%	0.0%	23.8%
21:00 ～ 21:29	33.3%	29.5%	14.3%	27.9%	21.6%	25.0%	25.5%
21:30 ～ 21:59	21.2%	15.9%	21.4%	25.6%	23.5%	28.2%	22.5%
22:00 ～ 22:29	3.0%	2.3%	7.1%	9.3%	5.9%	12.5%	6.5%
22:30 ～ 22:59	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.9%	3.1%	1.7%
23:00 ～	0.0%	0.0%	3.6%	0.0%	5.9%	3.1%	2.2%
決めていない	6.1%	9.1%	17.9%	7.0%	13.7%	25.0%	12.6%
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

起床時間

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	全学年
～ 5:29	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5:30 ～ 5:59	0.0%	2.3%	3.6%	2.3%	0.0%	3.1%	1.7%
6:00 ～ 6:29	30.3%	27.3%	28.6%	27.9%	19.6%	31.3%	26.8%
6:30 ～ 6:59	45.4%	47.7%	35.7%	44.2%	43.2%	31.3%	42.0%
7:00 ～ 7:29	18.2%	13.6%	14.3%	18.6%	23.5%	6.2%	16.5%
7:30 ～	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.1%	0.4%
決めていない	6.1%	9.1%	17.8%	7.0%	13.7%	25.0%	12.6%
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

睡眠時間

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	全学年
～ 7:29	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7:30 ～ 7:59	0.0%	0.0%	3.5%	0.0%	3.9%	0.0%	1.3%
8:00 ～ 8:29	0.0%	0.0%	3.5%	0.0%	9.8%	15.6%	4.8%
8:30 ～ 8:59	9.1%	15.9%	17.9%	23.3%	23.5%	34.4%	20.8%
9:00 ～ 9:29	51.5%	38.6%	28.6%	46.5%	17.7%	18.7%	33.3%
9:30 ～ 9:59	27.2%	34.1%	17.9%	23.3%	25.5%	6.3%	23.4%
10:00 ～	6.1%	2.3%	10.7%	0.0%	5.9%	0.0%	3.9%
決めていない	6.1%	9.1%	17.9%	6.9%	13.7%	25.0%	12.5%
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

子育てとは、本来子どもに限りない愛情を注ぎ、日々成長する子どもの様子に感動し、自らの子育ての姿を振り返りながら、保護者も一緒に成長していくという大きな喜びと生きがいをもたらす営みですが、現実の子育てには肉体的にも精神的にも、様々な負担や苦勞が伴います。

子育ては保護者が第一義的責任を有するとの基本的認識を前提としながらも、地域、学校、職場、行政など、あらゆる分野における社会すべての構成員が、子育ての意義について理解を深め、保護者に寄り添うことによって子育てに対する不安や負担を少しでも軽減することができるよう、子どもと保護者の成長を支援することが重要です。

このような基本的な考え方は第1期計画策定時と変わりなく、今後もこれを基幹として様々な施策の展開を図ることから、第2期計画においても第1期計画の基本理念を継承し、子どもの成長と子育てのすばらしさを喜び合える社会の形成を目指します。

計画の基本理念

「子どもの笑顔は地域の宝 地域で支える子ども・子育て」

2 計画の基本的視点

(1) 地域全体で支え合う視点

子どもは社会の宝であり、社会の重要な一員であるという認識に立ち、個々の家庭ばかりではなく、子どもに携わる関係者、地域や企業、行政などが相互協力を行い、心身ともに健やかに、心豊かに育むための取組を行います。また、子育てに関する支援協力を希望する人材や地域の自然・施設などの社会資源を有効に活用するとともに、男女が互いに協力して子育てを行う環境の整備を進めていきます。

(2) 子どもからの視点

子どもは権利・意見を主張できる技量を身に付けていなかったり、肉体的にも成熟していなかったりなど、社会的に弱い立場にあるといえます。

弱い立場にある子どもたちが本当に望むサービスを見極めることにより、子どもの幸せを第一に考え、「子どもの最善の利益」を追求することを基本とし、子どもの視点に立った取組を進めていきます。

(3) サービス利用者の視点

生活環境の変化や価値観の変化に伴い、子育て支援に対するニーズも多様化していることから、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組が求められています。また、安心して利用できる環境を整備するためには、サービスの質と量を確保することが重要であり、資質の向上と人員の確保を図るとともに、ニーズに対応するための情報の提供と収集を行います。

(4) すべての子どもと家庭への支援の視点

子育てと仕事の両立支援のみならず、子育てによる孤立を防ぐため、広くすべての子どもと子育て家庭への支援を行うという視点で施策を推進していきます。

また、子育てをしやすい環境整備と併せ、仕事優先の風土を是正する「働き方の見直し」を重要な課題とし、家族との時間や私的活動の時間を大切にできる環境づくりのための啓発活動を推進していきます。

(5) 次世代に向けた長期的な視点

子どもは次代を担う者という認識の下に、豊かな人間性を形成し自立できるよう、また、子どもを産み育て社会を形成していくことの意義を理解し、子どもや家庭の大切さが実感できるよう、中・長期的な視点に立った取組を推進していきます。

3 計画の基本目標

基本理念を実現するため、前述の基本的視点を踏まえ、次の4つを基本目標として総合的に施策を推進していきます。

(1) 「福祉でまちづくり」推進と支え合い活動の充実

行政・家庭・地域・学校・企業が一体となり、働きかたの見直しや男女が協力して子育てを行うことの意義について啓発を行うとともに、「ほんべつならでは」の創造的な「福祉でまちづくり」、地域福祉計画の取組を通して地域からの見守り、支え合い活動をさらに強めていくことを目指します。

(2) 子どもの権利を尊重し、子どもが夢をもって暮らせる環境づくり

すべての子どもが大切にされる社会を構築するため、育児不安の解消、児童虐待防止対策などの支援及び相談体制の充実を図ります。

(3) 健やかに生み育てる環境の充実

子どもを安心して産み、健やかにのびのびと育てていくために、妊娠、出産、乳幼児期を通じて切れ目ない親子の健康対策事業の充実を図ります。

規則正しい生活サイクルの確立と生涯にわたり食を楽しむ食育について推進していきます。

養育支援には、早期発見・対応を行うとともに、地域で安心して生活できるよう、関係機関が連携して保護者の不安や負担を軽減する支援の充実を図ります。

(4) 自然・地域と親しみ豊かな心と生きる力の形成

本別町の自然や地域の支え合い活動から、自ら学び主体的に判断・行動する力や命の尊さ、人を思いやる心など、豊かな人間性を育てていく取組を推進します。

第4章 本別町子ども・子育て支援事業計画

1 子ども・子育て支援の事業体系

(1) 子どものための教育・保育給付

子どものための教育・保育給付は、保護者の申請により、町が子どもの保育の必要性・必要量を認定し、給付する仕組みです。

① 施設型給付

町が定める基準により確認した認定こども園、認可保育所、幼稚園等の教育・保育施設を利用して、幼児期の学校教育または保育の提供を受けるための給付です。

なお、幼稚園は、町の確認を辞退することにより、施設型給付ではなく、従来からの私学助成および幼稚園就園奨励費を受けることができます。

② 地域型保育給付

町が定める基準により認可・確認した定員19人以下の保育事業を利用するための給付です。家庭的保育（保育ママ）、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の4事業が該当し、いずれの事業も原則として0～2歳の子どもを対象としています。

なお、地域に認定区分に対応する施設が無い場合など、本来であれば給付の対象とならない施設を例外的に給付対象とする場合もあり、本別町ではへき地保育所がこれに該当します（特例地域型保育給付）。

(2) 子育てのための施設等利用給付

子育てのための施設等利用給付は、3歳から5歳までの子どもおよび0歳から2歳までの保育の必要性がある住民税非課税世帯の子どもを対象として町が認定し、認可外保育施設、一時預かり事業、ファミサポ等について給付する仕組みです。

① 認可外保育施設

児童福祉法上の保育所に該当するが、都道府県（または指定都市、中核市）による認可を受けていない施設を利用した場合に受ける給付です。

② 一時預かり事業、ファミサポ等

一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、病児保育事業、預かり保育事業を利用した場合に受ける給付です。

(3) 地域子ども・子育て支援事業

安心して子育てをするためには、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての子どもおよび子育て家庭を対象として、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことが必要です。

わが国の制度では、「子どものための教育・保育給付」、「子育てのための施設等利用給付」とともに、地域における子ども・子育て支援に関する様々なニーズに応えることができるよう、延長保育や放課後児童健全育成事業など、13の事業を市町村の実施する「地域子ども・子育て支援事業」と位置付け、国が財政支援を行っています。

町は、子育ての不安を軽減し、安心して子どもを預けられる環境づくりやきめ細かな相談体制を充実させ、子育てに関する様々な情報を提供するとともに、すべての子どもが心身ともに健康で過ごせる環境づくりに取り組みます。

地域子ども・子育て支援事業として位置付けられた13事業

- 利用者支援事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 妊婦健康診査
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業
- 子育て短期支援事業
- ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)
- 一時預かり事業
- 延長保育事業(時間外保育事業)
- 病児保育事業
- 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

2 就学前教育・保育の充実と小学校との接続の円滑化

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる最も重要な時期です。

町は、その重要性や特性を踏まえ、発達に応じた質の高い教育・保育を提供し、子どもの健やかな発達を保障するため、教育・保育施設の設置者に対し、積極的な関わりを持ちながら質の高い教育・保育を実施する体制や、子どもの保護者が安心して子どもを預けることができる体制の整備を進めます。

また、幼児期と学童期における子どもの発達や学びの連続性を確保するため、両者の教育・保育が円滑に接続されるよう、就学前施設と小学校とが連携することは極めて重要です。

町では、認定こども園や保育所に通う年長児を対象に、年に数回お互いの施設又は小学校を訪問し、交流活動を充実させるとともに、保育教諭、保育士、小学校教諭等による情報交換を行うことにより、小学校への円滑な接続の支援に取り組みます。

3 教育・保育提供区域の設定

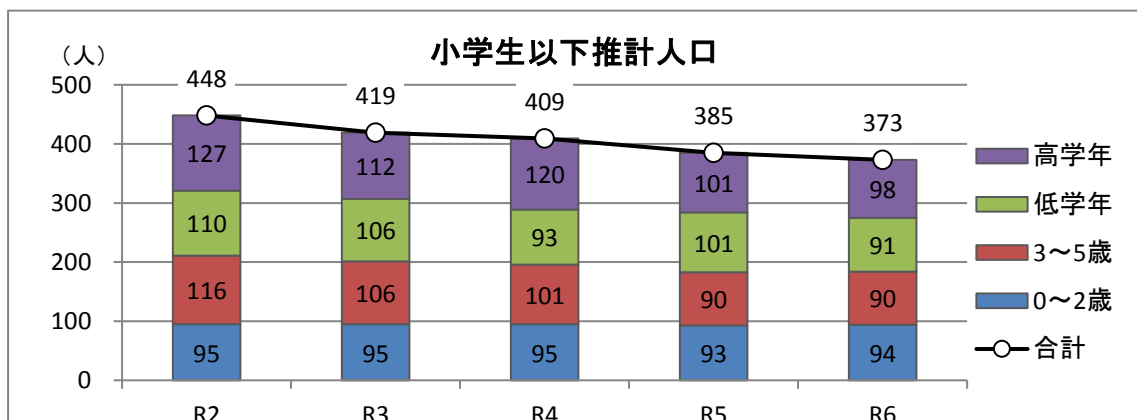
子ども・子育て支援法では、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供にあたって、教育・保育提供区域を設定することが規定されています。

区域設定は、地理的条件や人口、交通機関・道路などの社会的条件、教育・保育施設の立地状況や利用実態、今後の利用希望、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案することとされていますが、本町では各事業の実施状況も踏まえ、全町1区域と設定します。

4 教育・保育の量の見込みと提供体制

(1) 第2期計画期間中の推計人口

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	32	30	30	30	31
1歳	31	33	31	31	31
2歳	32	32	34	32	32
3歳	44	30	30	32	30
4歳	34	44	30	30	32
5歳	38	32	41	28	28
小計	211	201	196	183	184
6歳	31	36	31	39	27
7歳	42	29	34	29	36
8歳	37	41	28	33	28
9歳	46	36	40	27	32
10歳	31	45	35	39	27
11歳	50	31	45	35	39
小計	237	218	213	202	189
合計	448	419	409	385	373
0歳(再掲)	32	30	30	30	31
1～2歳(再掲)	63	65	65	63	63
3歳(再掲)	44	30	30	32	30
4～5歳(再掲)	72	76	71	58	60
3～5歳(再掲)	116	106	101	90	90
低学年(再掲)	110	106	93	101	91
高学年(再掲)	127	112	120	101	98



(2) 幼児期の教育と保育

① 第1期計画の検証と評価

第1期計画スタート時の平成27年度は、本別町には幼稚園が1か所、認可保育所2か所、へき地保育所2か所が設置されていました。

へき地保育所は当初3歳未満児の受け入れはしていませんでしたが、地域のニーズを踏まえ、平成28年4月から2歳児の受け入れを開始しました。また、平成29年4月には幼稚園1か所と認可保育所2か所が統合し、幼保連携型認定こども園に移行しています。

なお、表中の「利用実績」は、例年一番利用児童数が多くなる3月1日の数値を記載していますが、令和元年は11月1日の数値としています。

1) 1号認定（3歳以上保育の必要なし）

(単位:人)

区 分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
量 の 見 込 み	29	31	30	29	25
確 保 方 策	75	40	40	40	40
特定教育・保育施設	75	40	40	40	40
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
利 用 実 績	34	35	28	33	16
特定教育・保育施設	34	35	28	33	16
へき地保育所	0	0	3	1	1

利用実績は、当初見込んでいた人数をやや上回って推移していましたが、確保方を多めに設定していたため、すべてのニーズを吸収できています。令和元年は、10月に1号から2号への認定区分変更が相次いだため、利用実績が大きく減少しました。幼児教育・保育の無償化のスタートを契機に、共働き家庭でありながら1号認定を受けていた子どもが、利用可能時間の長い2号認定に移行したものと推測されます。

2) 2号認定(3歳以上保育の必要あり。保育の必要ありで幼稚園希望を含む。)

(単位:人)

区 分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
量 の 見 込 み	111	119	113	106	94
教育ニーズ	17	18	17	16	14
その他	94	101	96	90	80
確 保 方 策	190	170	155	155	155
特定教育・保育施設	90	90	75	75	75
認可外保育施設	100	80	80	80	80
利 用 実 績	104	119	102	99	105
特定教育・保育施設	72	82	74	75	86
へき地保育所	32	37	28	24	19

利用実績は、当初見込んでいた人数以下で推移していましたが、令和元年に見込みを上回りました。これは、前述のとおり幼児教育・保育の無償化によるものと思われます。認定区分の変更は単一の施設（幼保連携型認定こども園ほんべつ（以下この章において単に「こども園」といいます。））内で起きたものであり、利用施設やクラスの異動を伴うものではなかったため、受入施設や保育教諭の配置の調整など確保方策に影響はありませんでした。

3) 3号認定（3歳未満保育の必要あり）のうち0歳児

(単位:人)

区 分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
量 の 見 込 み	15	15	14	13	13
確 保 方 策	20	20	15	15	15
特定教育・保育施設	20	20	15	15	15
地域型保育事業	0	0	0	0	0
利 用 実 績	15	10	15	6	7
特定教育・保育施設	15	10	15	6	7
へき地保育所	0	0	0	0	0

町内では、0歳児を受け入れることができる施設がこども園1園のみとなっています。第1期計画期間中は全てのニーズに対応することができました。

しかし、0歳児は1歳以上児のように前年の人数からあらかじめ利用者数を推測することが難しく、また職員の配置基準上、予期していない保育希望に対しては柔軟な対応が不可能なケースが生じると予想されます。本計画により示す推定値のみではなく、母子保健担当部局と連携しながらニーズ量をできるだけ正確に把握することが重要となります。

4) 3号認定（3歳未満保育の必要あり）のうち1，2歳児

(単位:人)

区 分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
量 の 見 込 み	69	59	57	54	51
確 保 方 策	70	90	60	60	60
特定教育・保育施設	70	70	40	40	40
地域型保育事業	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	20	20	20	20
利 用 実 績	54	46	48	49	51
特定教育・保育施設	44	41	42	45	44
へき地保育所	10	5	6	4	7

いずれの年も利用実績が確保方策の数値以下となっており、待機児童はありません。しかし、令和元年はこども園の利用を希望する2歳児が多く、入園できない児童が1名発生してしまいました。へき地保育所での受け入れは可能であることから、厚生労働省が定義する「待機児童」としてカウントはされませんが、特定の施設の利用を待つ「潜在待機児童」となりました。

この「潜在待機児童」の発生は、利用申込が年度途中となったこと、利用する児童の年齢が低年齢であり、こども園に配置されている職員数ではサービスの質を確保できなくなることなどが要因です。

5) 第1期計画の評価

保育事業を運営する事業者にとって、保育教諭（保育士）の確保は全国的に大きな課題となっています。

また、職員の配置は、年度当初の申込状況を参考にしながら調整することが多いため、年度途中の利用希望に対応することが難しい場合があります。特に低年齢児は、定められている職員の配置基準により、「利用希望」は即ち「職員の確保」となることが多く、保護者のニーズに即座に対応することは困難です。全国的に0～2歳児の待機児童が多いのは、このような要因によるものです。

しかしながら、保護者の転入、就労状況や家族構成の変化などにより、年度途中の利用希望は当然想定されるものであって、決して希なケースではないことから、今後の体制整備について検討を重ねる必要があります。

〈参考〉職員の配置基準

0歳児 3人につき1人
 1・2歳児 6人につき1人
 3歳児 20人につき1人
 4・5歳児 30人につき1人

ただし、左記による職員数では十分な保育を確保することが難しく、多くの場合は基準以上の職員配置を行っているのが現状です。

② 第2期計画期間中の量の見込みと確保方策

仙美里地区に設置されていた仙美里へき地保育所は、令和元年度をもって閉所し、令和2年度よりへき地保育所は勇足へき地保育所1か所となります。よって、本町の就学前教育・保育施設は、幼保連携型認定こども園1か所、へき地保育所1か所となります。

1) 1号認定(3歳以上保育の必要なし)

(単位:人)

区 分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量 の 見 込 み	22	20	19	17	17
確 保 方 策	33	33	33	33	33
認定こども園	33	33	33	33	33
へき地保育所	0	0	0	0	0

原則として1号認定子どもの受け入れは認定こども園1か所のみです。勇足地区にて1号認定子どもの利用希望があり、こども園への通園が難しい場合は、勇足へき地保育所にて特別利用保育※を提供します。

※特別利用保育…3歳以上の教育認定子ども(1号認定子ども)に対して保育を提供すること。

2) 2号認定(3歳以上保育の必要あり。保育の必要ありで幼稚園希望を含む。)

(単位:人)

区 分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量 の 見 込 み	86	80	76	67	67
教育ニーズ	20	19	18	16	16
その他	66	61	58	51	51
確 保 方 策	94	94	94	94	94
認定こども園	70	70	70	70	70
へき地保育所	24	24	24	24	24

令和2年度より、へき地保育所が1か所になりますが、量の見込みを上回る保育の提供体制は確保できる見込みとなっています。

なお、令和元年度において他の自治体からの広域利用を受け入れていますが(2歳児2人)、令和2年度には1号認定または2号認定を受ける見込みであり、児童の居住自治体にて受け入れ可能であるものと判断し、第2期計画の量の見込みには反映していません。ただし、引き続き広域利用とする場合であっても、確保方策としては余裕があり、保育の提供は可能です。

3) 3号認定（3歳未満保育の必要あり）のうち0歳児

(単位:人)

区 分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量 の 見 込 み	14	13	13	13	14
確 保 方 策	15	15	15	15	15
認定こども園	15	15	15	15	15
へき地保育所	0	0	0	0	0

町内では、0歳児を受け入れることができる施設がこども園1園のみとなっています。

年々出生数は減少していますが、これまでの実績から、出生数と0歳児保育のニーズは必ずしも比例するものではないことがわかります。第1期計画の検証結果を踏まえながらニーズの把握に努めます。

4) 3号認定（3歳未満保育の必要あり）のうち1，2歳児

(単位:人)

区 分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量 の 見 込 み	40	42	42	40	40
確 保 方 策	45	45	45	45	45
認定こども園	35	35	35	35	35
へき地保育所	10	10	10	10	10

2号認定と同様、仙美里へき地保育所の閉所により、本町における2歳児の受け入れ可能人数が減っています。しかし、仙美里地区における3号認定子どもの受け入れ実績は少数であり、確保方策としては大きな影響はないものと思われます。

5) 第2期計画の確保方策の考え方

小学校就学前子どもの数は年々減少しており、それに伴って1号認定、2号認定を中心にニーズ量は年々減少していく見込みとなっていますが、近年の子育て家庭の動向（女性就業率の向上、家族構成の多様化）から、確保方策は計画期間初年度の数値を維持することとします。

また、教育・保育の量の確保と同時に、保育教諭等の研修機会の確保や、施設における自己評価を通じた運営改善が図られるよう、質の向上につながる取組について、国、北海道と連携して支援を行います。

子どもと保護者が、積極的な動機により、希望するときに希望する施設を利用することができるよう、就学前教育・保育の環境整備を進めます。

(3) 地域子ども・子育て支援事業

① 第1期計画の検証と評価

1) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
量 の 見 込 み	箇 所 数	1	1	1	1	1
確 保 方 策		2	2	2	2	2
利用者支援事業	基 本 型	1	1	1	1	1
	特 定 型	0	0	0	0	0
そ の 他		1	1	1	1	1
実 績		2	2	2	3	3
利用者支援事業	基 本 型	1	1	1	1	1
	特 定 型	0	0	0	0	0
	母 子 保 健 型	0	0	0	1	1
そ の 他		1	1	1	1	1

基本型は、平成28年度まで本別町子育て支援センター、平成29年度から子育て支援センターほんべつにて行っています。また、平成30年度より、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を実施するため、町健康管理センターに「子育て世代包括支援センター」を設置しました。

2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児およびその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
量の見込み	延利用人数(人回/月)	258	231	218	207	198
確保方策	箇所数	1	1	1	1	1
実 績	箇所数	1	1	1	1	1

本事業は、平成28年度まで本別町子育て支援センター、平成29年度から子育て支援センターほんべつにて行っています。

3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の必要に応じた医学的検査を実施する事業

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
量の見込み	年間延べ回数(人回)	288	574	532	504	490
事業実施予定		実施	実施	実施	実施	実施
実 績		実施	実施	実施	実施	実施

標準的な健診回数(14回)の公費負担を行っています。

4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
量の見込み	実人数(人)	42	41	38	36	36
事業実施予定		実施	実施	実施	実施	実施
実 績		実施	実施	実施	実施	実施

家庭訪問指導を全件実施し、必要に応じて保護者や乳幼児への助言や相談を行っています。

5) 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、関係機関・職員の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
量の見込み	訪問実人数	10	10	10	10	10
養育支援訪問事業		実施	実施	実施	実施	実施
子どもを守る地域ネットワーク強化事業		実施	実施	実施	実施	実施

各関係機関との連携を密にし、必要に応じて訪問を行っています。

6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）および夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
量の見込み	年間延利用人数(人)	0	0	0	0	0
確保方策	年間延利用人数(人)	0	0	0	0	0
実 績	施設数(か所)	0	0	0	0	-

本事業は行っていません。

7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。本別町では「すきやきたい」事業という。

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
量の見込み	年間延利用人数(人日)	19	18	17	17	17
確保方策	年間延利用人数(人日)	60	60	60	60	60
実 績	年間延利用人数(人日)	47	19	19	25	-

平成30年度実績では、依頼会員63人、提供会員60人、両方会員5人で本事業を行っています。

8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

○ 幼稚園（こども園）における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
量の見込み	年間延利用数(人日)	841	887	855	813	744
	1号認定	651	696	664	622	553
	2号認定	191	191	191	191	191
確保方策	延べ人数(人日)	1,195	1,195	1,195	1,195	1,195
	施設数(か所)	1	1	1	1	1
実 績	延べ人数(人日)			835	987	－
	施設数(か所)	1	1	1	1	1

○幼稚園（こども園）における在園児を対象とした一時預かり以外

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
量の見込み	年間延利用日数(人日)	1,695	1,634	1,549	1,459	1,346
確保方策	年間延利用日数(人日)	2,160	2,160	2,160	2,160	2,160
	一時預かり	延べ人数(人日)	1,440	1,440	1,440	1,440
		施設数(か所)	1	1	1	1
	ファミサポ延べ人数(人日)		720	720	720	720
実 績	一時預かり	延べ人数(人日)	1,697	1,800	1,244	1,190
		施設数(か所)	1	1	1	1

平成28年度までは本別カトリック幼稚園における預かり保育と本別町子育て支援センターにおける一時預かりでしたが、平成29年度より認定こども園ほんべつにて行っています。

9) 延長保育事業（時間外保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
量の見込み	実人数(人)	90	88	84	79	72
確保方策	実人数(人)	180	180	160	160	160
	施設(か所)	2	2	1	1	1
実 績	実人数(人)			85	147	-
	施設(か所)	2	2	1	1	1

平成28年度までは、延長保育は事業化して行っておらず、保護者の都合により残児があった場合は対応していました。平成29年度からは、こども園において事業化して行っています。

10) 病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
量の見込み	年間延利用者数	339	333	316	298	274
確保方策	延べ人数(人日)	2,160	2,160	3,336	3,336	3,336
	ファミサポ(人日)	2,160	2,160	2,160	2,160	2,160
	施設(人日)	0	0	1,176	1,176	1,176
	施設(か所)	0	0	1	1	1
実 績	延べ人数(人日)	0	0	22	124	-
	ファミサポ(人日)	0	0	0	0	-
	施設(人日)	0	0	22	124	-
	施設(か所)	0	0	1	1	1

これまでファミサポを利用していた病児保育は実績がありません。また、平成29年度より、こども園において病後児型の事業を行っていましたが、利用者アンケートによりいただいた意見を踏まえ、平成30年度からは体調不良児対応型に切り替えています。

11) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊びおよび生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
量の見込み	登録児童数(人)	73	70	67	65	70
	低学年(人)	62	60	57	56	61
	高学年(人)	11	10	10	9	9
確保方策	登録児童数(人)	80	80	80	110	110
	施設数(か所)	1	1	2	3	3
実 績	登録児童数(人)	48	46	63	73	75
	施設数(か所)	1	1	2	3	3

対象児童は1年生から6年生までです。平成29年度から勇足地区、平成30年度から仙美里地区に学童保育所を設置しており、各小学校区に1か所ずつとなりました。また、平成31年4月より、低所得世帯やひとり親世帯等を対象として保育料の減免措置を行い、利用しやすい環境を整備しています。

少年団への入団等により、高学年になるほど利用率が下がる傾向にありますが、勇足地区、仙美里地区では、本別地区に比べて高学年の利用率が高くなっています。

12) 実費徴収にかかる補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業

実 績	なし
-----	----

計画期間中いずれの年度においても対象者はありませんでした。

13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

実 績	実施
-----	----

本事業により民間事業者による幼保連携型認定こども園が開設され、その後教育・保育の質向上を支援するため、引き続き連携を維持しています。

14) 第 1 期計画の評価

いずれの事業も、ニーズに合わせてサービス提供体制を整備し、対応することができました。

一時預かり事業等は、令和元年 10 月より利用料無償化の対象となりましたが、事業者と協議を重ね、連携を密にすることによって、保護者（利用者）対応もスムーズに行うことができ、混乱が生じることはありませんでした。

また、本計画期間中、当初は事業化されていなかった延長保育事業や病児保育事業など、平成 29 年度の認定こども園開設時に新たにサービスを開始したものもあり、子育て支援の充実を図ることができました。

今後も各種のサービスがより利用しやすいものとなるよう、利用者の視点に立った確保方策の設定を行います。

② 第2期計画期間中の量の見込みと確保方策

確保方策において人数設定をしているものは、特別に記載のない限り、1日あたりの利用可能人数に、1ヶ月当たりの稼働日数20と年間稼働月数12をかけて算出しています。

1) 利用者支援事業

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	箇所数	3	3	3	3	3
確保方策		3	3	3	3	3
利用者支援事業	基本型	1	1	1	1	1
	特定型	0	0	0	0	0
	母子保健型	1	1	1	1	1
その他		1	1	1	1	1

これまでの体制を維持し、引き続き本事業を行うとともに、研修機会の確保により質の向上を目指します。

2) 地域子育て支援拠点事業

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	延利用人数(人回/月)	194	194	194	190	192
確保方策	箇所数	1	1	1	1	1

乳幼児や保護者が交流、相談、情報交換できる場として重要な役割を果たしています。引き続き子育て支援センターほんべつにて本事業を担っていただきます。

3) 妊婦健康診査

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	年間延べ回数(人回)	448	420	420	420	434
事業実施予定		実施	実施	実施	実施	実施

引き続き標準的な健診回数(14回)の公費負担を行い、未受診妊婦が出ないよう支援を継続します。

4) 乳児家庭全戸訪問事業

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	実人数(人)	32	30	30	30	31
事業実施予定		実施	実施	実施	実施	実施

妊娠期から出産後への継続支援を行い、特に産後直後の不安を和らげるため、家庭訪問指導を全件実施します。妊産婦とその家庭との関わりから信頼関係を築くことにより、必要なときに支援しやすい環境を整えます。

5) 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	訪問実人数	25	25	25	25	25
養育支援訪問事業		実施	実施	実施	実施	実施
子どもを守る地域ネットワーク強化事業		実施	実施	実施	実施	実施

児童の養育について支援が必要でありながら自ら支援を求めることが困難な状況にある家庭に対しては、ヘルパーなどによる育児・家事の援助や保健師、臨床心理士、保育士など専門職の訪問により相談や指導などの支援を行います。

また、町の関係部局においてネットワークを形成し、随時情報の共有を図るとともに、「本別町要保護児童対策地域協議会」が中心となり、虐待を受けている、または受ける可能性のある児童を早期発見し、関係機関で情報共有と支援の協議および適切な保護を行うことによって、児童の健やかな成長を支援します。

養育が困難な家庭への早期支援、継続支援は虐待予防に重要な役割を果たしているため、今後も関係機関と連携しながら事業を展開します。

6) 子育て短期支援事業

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	年間延利用人数(人)	0	0	0	0	0
確保方策	年間延利用人数(人)	0	0	0	0	0

利用実績、ニーズ調査における利用希望いずれも0となっており、現段階において事業実施の予定はありません。ただし、アンケート調査において緊急時の子どもの預け先がない人が就学前、小学生合わせると11.7%（16ページ参照）となっており、潜在的なニーズはあるものと推測されます。

今後の実施可能性について調査する必要があります。

7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	年間延利用人数(人日)	13	12	11	12	10
確保方策	年間延利用人数(人日)	24	24	24	24	24

これまでの利用実績より、支援の内容は、母親サークルの集まりでの預かり、こども園・保育所の送迎、支援者宅での預かりが多いようですが、頻度はそれほど多くはありません。

確保方策は、1 か月あたりの利用人数を2 人と設定し、年間稼働月数12 をかけて算出しています。

8) 一時預かり事業

○ 幼稚園（こども園）における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	年間延利用数(人日)	773	724	699	645	645
	1号認定	569	520	495	441	441
	2号認定	204	204	204	204	204
確保方策	延べ人数(人日)	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
	施設数(か所)	1	1	1	1	1

1 日の受入可能人数を10 人とします。

○幼稚園（こども園）における在園児を対象とした一時預かり以外

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	年間延利用日数(人日)	1,922	1,850	1,815	1,713	1,726
確保方策	年間延利用日数(人日)	2,160	2,160	2,160	2,160	2,160
	一時預かり	延べ人数(人日)	1,440	1,440	1,440	1,440
		施設数(か所)	1	1	1	1
	ファミサポ延べ人数(人日)		720	720	720	720

1 日の受入可能人数を一時預かり事業6 人、ファミサポ3 人とします。

9) 延長保育事業（時間外保育事業）

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	実人数(人)	63	60	58	54	55
確保方策	実人数(人)	153	153	153	153	153
	施設(か所)	1	1	1	1	1

延長保育は原則として事前予約制であり、利用希望に応じてその都度職員配置を行うことから、確保方策は最大受入可能人数とし、事業実施施設（こども園）の定員と同数に設定しています。

10) 病児保育事業

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	年間延利用者数	391	372	363	339	341
確保方策	延べ人数(人日)	480	480	480	480	480
	ファミサポ(人日)	0	0	0	0	0
	施設(人日)	480	480	480	480	480
	施設(か所)	1	1	1	1	1

事業実施施設（こども園）1日の受け入れ可能人数を2人としています。施設における受入のみで量の見込みを大きく上回っており、これまでの利用実績がないことから、確保方策にファミサポを算入していません。

11) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	登録児童数(人)	50	48	43	45	41
	1年生(人)	20	20	18	20	18
	2年生(人)	15	14	13	14	13
	3年生(人)	7	7	5	5	4
	4年生(人)	4	4	4	3	4
	5年生(人)	2	2	3	3	2
	6年生(人)	2	1	0	0	0
確保方策	登録児童数(人)	80	80	80	80	80
	施設数(か所)	3	3	3	3	3

対象児童は1年生から6年生までです。本計画における量の見込みは、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童数を基礎データとして算出し、設定しています。

なお、平成 30 年に策定された「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後子供教室との一体型の推進を図ることとし、児童館が整備されていない勇足地区、仙美里地区は特に利用希望が増える可能性を勘案したうえで、確保方策を設定します。

12) 実費徴収にかかる補足給付を行う事業

確保方策	必要に応じて実施
------	----------

第 1 期計画期間中いずれの年度においても対象者はありませんでしたが、今後必要に応じて実施します。

13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

実 績	実施
-----	----

本町における教育・保育と各種子育て支援事業の質の向上を支援するため、引き続きこども園との連携を維持します。

14) 第 2 期計画の確保方策の考え方

基本的に第 1 期計画期間中において実施してきた事業を継続するとともに、第 2 期計画ではさらなる質の向上を目指します。そのため、各種事業について研修機会を確保できるよう支援するほか、随時利用者の声をそれぞれの事業に反映しながら、より利用しやすいサービス提供体制を整え、子育て環境の向上に努めます。

5 教育・保育の一体提供及び推進体制の確保

第1期計画策定時、本町の就学前教育・保育施設の整備状況は、市街地に私立幼稚園が1か所、町立の認可保育所が2か所、勇足地区と仙美里地区にそれぞれへき地保育所が1か所ずつという体制でした。そのうえで当該計画においては、「すべての子どもの健やかな育成を主眼」として検討すれば教育・保育の「一体的な提供体制を早期に整えることが望ましい」との考え方を示したところです。

その後、本町における出生数の減少を踏まえた集団規模の維持の方策や、各施設の老朽化などの諸条件を勘案し、市街地の3つの施設を1つに統合することとなり、平成29年度に学校法人立の幼保連携型認定こども園が整備され、教育・保育の一体的な提供体制が図られました。本施設は、子育て支援センターを併設し、子育て中の保護者のよりどころとなるなど、本町における子ども・子育て支援の拠点として大きな役割を担っています。

今後は、こども園と町それぞれが果たすべき責務を明確にしつつ、お互いが連携しながら子育て環境の充実を進めます。

6 教育・保育給付および施設等利用給付の円滑な実施

本町では、平成28年度から本別カトリック幼稚園が町の確認を受け、その後平成29年度からは幼保連携型認定こども園に移行して特定教育・保育を提供しています。

また、令和元年10月からは、幼児教育・保育の無償化がスタートし、こども園において行っている一時預かり事業等もその対象となり、特定子ども・子育て支援を提供しています。

これらのサービスの利用により、利用者は施設型給付費、施設等利用給付費を受けることができ、その給付方法については、本町における特定教育・保育および特定子ども・子育て支援を提供する事業者がこども園のみであること、サービス利用者の経済的負担の軽減および利便性を勘案し、法定代理受領方式を基本としています。今後新たなサービス提供事業者があった場合は、給付の確実かつ円滑な実施を確保するため、事業者との連携を密にして給付の方法を検討することとします。

第5章 子ども・子育て支援の取組

1 福祉でまちづくり推進と支え合い活動の充実

1 福祉でまちづくり推進と支え合い活動の充実	
(1) 子育て支援サービスの拡充	1) 子育て支援情報の一元化・充実
	2) 子育て支援センター事業の充実
	3) 子育て支援ホームページの開設
	4) 絵本の読み聞かせによる親子の交流の推進
	5) 子ども・子育て会議の活動
(2) 子育てを支援する人材・団体の育成	1) 子育てサポーターの育成・すきやきたいの育成支援
	2) 子ども健全育成団体への支援
(3) 保育サービスの充実	1) 保育環境の充実
(4) 仕事と子育ての両立推進	1) 子育て支援のための職場環境整備の啓発
(5) 男性の育児参加の促進	1) 男性が育児参加することの啓発活動
	2) 父親の子育てネットワークづくり
(6) 安全・安心なまちづくりの推進	1) 子どもを犯罪から守る安全なまちづくり
	2) 安心して外出できる環境の整備・支援

(1) 子育て支援サービスの拡充

1) 子育て支援情報の一元化・充実

◆第1期計画で掲げた取組目標◆

- ・子育て支援サービスの充実と分かりやすい周知に努めます。
- ・子育て支援マップ等を活用し、情報提供の充実に努めます。

◆取組状況等と課題◆

- ・スマートフォンやタブレットなどインターネット環境の普及に伴い、子育て支援サービス等の広報媒体を冊子やパンフレット等からWEBサイトに移行し、町公式ホームページにて様々な子育て支援サービスを紹介しています。
- ・平成30年度より健康管理センター内に子育て世代包括支援センターを開設し、妊娠、出産、子育てまでの切れ目ない支援を行う体制を構築し、相談体制の充実を図りました。
- ・子育て世代包括支援センターのほか、子育て支援センターおよび役場窓口においても、ニーズに合わせて各種サービスにつなぐ利用者支援事業を実施しています。

◆今後の取組◆

- ・引き続き町公式ホームページにて最新の情報を提供します。
- ・利用者支援事業は、利用者のニーズを的確に把握し、必要とする情報をわかりやすく伝えるとともに、それぞれのケースに応じて最適なサービスの提供まで円滑に進むよう、関係機関と連携を取りながら取り組みます。

2) 子育て支援センター事業の充実

◆第1期計画で掲げた取組目標◆

- ・利用者の視点に立ち、事業内容の充実・見直しによる支援体制の強化を図っていきます。

◆取組状況等と課題◆

- ・子育て支援センターの機能は、平成29年度より学校法人立の「子育て支援センターほんべつ」に移管し、その運営に係る経費について町が補助金を交付しています。
- ・「子育て支援センターほんべつ」は、親子の交流、保護者同士の情報交換、子育てに関する相談の場など、多様な機能を有しており、本町における子ども・子育て支援の拠点として大きな役割を担っています。

◆今後の取組◆

- ・必要に応じて各種事業の実施について協力するとともに、利用者への広報などを行います。
- ・事業の質の向上を図るため、職員の研修機会確保について支援します。

3) 子育て支援ホームページの開設

◆第1期計画で掲げた取組目標◆

- ・子育てに関する様々な情報を各種媒体にて発信します。
- ・「はっぴい」のWebサイトを随時更新します。

◆取組状況等と課題◆

- ・必要とする情報へのアクセス性を高めるため、町公式ホームページのリニューアルに合わせて情報の整理と集約を行いました。それに伴い、サテライトサイトの「はっぴい」は閉鎖し、情報の一元化を図りました。

◆今後の取組◆

- ・子ども・子育てに関する国の制度改正や町独自施策など、関係する課・部局と連携しながら町公式ホームページ、広報紙等を通じて情報発信に努めます。

4) 絵本の読み聞かせによる親子の交流の推進

◆第1期計画で掲げた取組目標◆

- ・絵本貸し出しセットの対象を、妊婦さんとおなかの赤ちゃん、誕生後の赤ちゃんなど、子どもの成長過程に合わせて選定し、提供します。
- ・絵本づくり講座や、ボランティアの協力による読み聞かせの機会を充実させ、絵本の持つ「コミュニケーション力」を、子どもを取り巻くすべての人に知ってもらう取組みとします。

◆取組状況等と課題◆

- ・健康管理センターの「たまご教室」は終了しましたが、引き続き妊婦さんに冊子を配付し、胎児からの読み聞かせの大切さを周知しています。貸出セットのほか、保育所・こども園に「としょかんえほんばこ」を設置し、家読書につなげる取組みを進めています。ボランティアの協力で、図書館や教育施設での読み聞かせを拡充し、親子で絵本を楽しむきっかけを増やしています。
- ・すぐに効果が現れる活動ではないため、長期間の継続した取組みが課題です。

◆今後の取組◆

- ・少子化で貸出冊数等は減少すると予想されますが、家庭での読書習慣が身につくよう、親（家族）に対する積極的な働きかけを行います。

5) 子ども・子育て会議の活動

◆第1期計画で掲げた取組目標◆

- ・本別町の子ども・子育て支援に関する事項を審議し、さらに関係する計画等について継続的に点検・評価・見直しを行います。

◆取組状況等と課題◆

- ・会議の開催状況は1年に3～4回程度となっており、子ども・子育てに関する事業について意見をいただいています。
- ・必要に応じて子ども・子育て支援事業計画の策定・変更等について意見をいただき、計画の内容に反映しています。

◆今後の取組◆

- ・町が進める子ども・子育て支援施策について点検および評価する機関として引き続き開催します。

(2) 子育てを支援する人材・団体の育成

1) 子育てサポーターの育成・すきやきたいの育成支援

◆第1期計画で掲げた取組目標◆

- ・「すきやきたい」の依頼会員には口コミなどで入会する会員が多くいましたが、最近は固定化傾向にあります。しかし、援助提供会員は「私にはそこまでお手伝いできない」と思っている人もおり、今後も会報などの配布により活動内容について周知し、気軽にマイペースで参加していただけるよう働きかけ、若い世代の方にも賛同してもらう必要があります。
- ・援助提供会員と依頼会員の交流や意見交換などを行い、気兼ねをしない家庭的なつながりを持てるよう信頼関係を強める必要があります。
- ・引き続き研修機会の充実を図ります。

◆取組状況等と課題◆

- ・平成29年度の子育て支援センター機能の移管に伴い、事務局は「子育て支援センターほんべつ」が担っており、その運営に係る経費について町が補助金を交付しています。
- ・利用登録することで「困った時に助けてくれる」という思いで安心できるものとなっており、幼児、小学生の子を持つ保護者を中心に心強い存在となっています。
- ・こども園や発達支援センター職員等が講師となって定期的に研修を行っており、援助提供会員のスキルアップを図っています。

◆今後の取組◆

- ・利用者支援事業などを通じ、援助提供会員、依頼会員の入会について広報します。
- ・引き続き定期的な研修による質の向上を目指します。

2) 子ども健全育成団体への支援

◆第1期計画で掲げた取組目標◆

- ・自主的に運営されている芸能文化団体には支援を継続します。
- ・中高生ボランティア団体はその活動の意義や目的、内容等について広く周知をしながら次代の担い手づくりを推進していきます。

◆取組状況等と課題◆

- ・義経太鼓保存会は、町内外のイベントから公演依頼があり、引く手あまたの状態ですが、駒おどり保存会の活動は、皆無となっています。具体的な伝承芸能の保護と支援策について議論している状況です。
- ・中高生ボランティア団体である「HVC かめ」は、「顔が見える近い存在」を強調した活動により、ここ数年で会員数が増加し、熱のこもった活動

を展開しています。町内イベントのボランティア活動も増え、幅広く町民から認知されています。

- ・本別町地域子ども会育成連絡協議会では、子ども七夕まつりの開催、子ども将棋大会・百人一首大会の開催、リーダー育成研修等の事業を行い、地域の子どものための健全育成を支援しています。

◆今後の取組◆

- ・義経太鼓保存会に対しては継続した活動支援を行い、駒おどり保存会は若手人材を中心として活動の方向性を模索し、伝承保護に向けた活動の支援を目指します。
- ・人材を育成し、担い手を養成するジュニアリーダー研修およびふるさと交流研修を中心とした活動を充実させていきます。

(3) 保育サービスの充実

1) 保育環境の充実

◆第1期計画で掲げた取組目標◆

- ・保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、子どもの最善の利益の実現のため、様々なニーズに柔軟に対応できる体制を整えます。
- ・病気回復時児童の保育の必要性について事業実施の検討を行います。

◆取組状況等と課題◆

- ・平成29年度に幼保連携型認定こども園が整備され、保護者のニーズに応じて就学前教育・保育の一体提供ができる体制が整いました。
- ・当初同園において病後児保育事業を行っていましたが、利用者のアンケート結果を踏まえ、体調不良児対応型保育事業に移行しました。

◆今後の取組◆

- ・すべての子どもの育ちを支援するため、こども園、町、その他関係機関と連携を図りながら、質の高い教育・保育体制を維持します。
- ・質の向上を図るため、研修機会の充実を支援します。

(4) 仕事と子育ての両立推進

1) 子育て支援のための職場環境整備の啓発

◆第1期計画で掲げた取組目標◆

- ・子育てに理解のある労働環境・社会環境を整備し、バランスの取れた仕事と子育てを両立するための企業に向けた意識啓発活動を推進します。

- ・労働環境整備のため、男女がともに取得できる育児休業、子育て期間中の短時間勤務、再就職を希望する人への対応などを企業に働きかけていきます。

◆取組状況等と課題◆

- ・全国的な現象として働き方改革が進み、就労時間の短縮や休暇の積極的取得が呼びかけられるようになりましたが、本町の民間事業所においては、働き方改革の動きはそれほど大きくないのが現状です。

◆今後の取組◆

- ・仕事と子育ての両立支援のため、意識啓発活動を推進します。

(5) 男性の育児参加の促進

1) 男性が育児参加することの啓発活動

◆第1期計画で掲げた取組目標◆

- ・男性も主体的に子育てができるよう、子育てに対する社会全体の理解と支援を得られるための啓発活動を行います。

◆取組状況等と課題◆

- ・社会全体として、男性が積極的に子育てに関わろうとする姿勢を支援する動きが少しずつ出てきています。
- ・企業や官公庁のトップである男性が育児休業を取得する報道もありますが、男性の育児休業取得はまだ一般的にはなっていません。
- ・一方、平成28年ごろから、母親が仕事、家事、育児の全てを1人でこなす「ワンオペ育児」という造語が生まれ、男性の育児への関わりが極端に少ないことを象徴する言葉として使われるようになりました。多くの家庭において男性による育児が充分でない状況がうかがえます。

◆今後の取組◆

- ・男性が主体的な育児をすることの大切さについて、男性自身が認識し、行動できるよう啓発を進めます。
- ・働き方改革の啓発と一緒に取り組み、地域社会、各事業所からの理解が得られるよう、積極的な広報に努めます。

2) 父親の子育てネットワークづくり

◆第1期計画で掲げた取組目標◆

- ・パパとママのためのたまご教室とファミリーデーを継続実施し、父親の参加が増えるよう周知及び啓発を行います。

- ・男女共同参画の理念のもと男性も主体的に子育てができるよう、職場をはじめ地域において理解と支援を行える風土づくりや意識の変化のための普及活動を推進していきます。
- ・地域において父親同士が、子育てについての互いの悩みや不安を解消できる場を持てるようなネットワークづくりを推進します。

◆取組状況等と課題◆

- ・たまご教室は平成 30 年度をもって終了しています。
- ・近年、母子手帳発行時や乳幼児健診に来所する父親が増えています。子育て支援センターやすこやかルーム等の交流の場への参加も推進することで、男性の主体的な子育て参加とネットワークづくりに努めています。

◆今後の取組◆

- ・父親と個別に関わる機会が徐々に増えているため、個別を含めた啓発活動を継続します。

(6) 安全・安心なまちづくりの推進

1) 子どもを犯罪から守る安全なまちづくり

◆第 1 期計画で掲げた取組目標◆

- ・子どもが被害にあった場合、危険を感じた場合に駆け込める「子ども 110 番の家」を周知するとともに、高齢者も比較的参加しやすい通学路での見守り活動、自治会自主防災組織や青色回転灯パトロール隊（通称青パト隊）など広く住民組織と連携した防犯活動を行い、犯罪を抑止させるための啓発活動と情報提供を行っていきます。
- ・自治会と協議を行い必要な場所に防犯灯を整備するなど、防犯、安全の確保に努めていきます。
- ・子どもが良くないことをしているときや、危険な個所で遊んでいるときは、誰もが叱り、健やかに成長することができるよう啓発に努めます。

◆取組状況等と課題◆

- ・子ども 110 番の家は、通学路を中心に地域の方に設置協力をいただいています。
- ・防犯灯については、自治会と協議をしながら必要な場所に整備しています。
- ・小学生の登校時には交通量の多い交差点にすきやきたいの会員が立ち、子ども達の見守りを行っています。
- ・小学生以下の子どもを持つ保護者へのアンケートでは、子育てについて地域の人に支えられていると感じる理由について、多くの人「積極的な子どもとのかかわり」を挙げていました。地域が子どもを見守ってい

るという姿を内外に示すことで、子どもの健やかな成長や、犯罪を抑止することにつながります。

◆今後の取組◆

- ・子ども110番の家については、協力者の拡大を図るため、地域に入っ
て説明を行っていきます。
- ・市民の防犯意識の高揚を図る取組を行います。
- ・防犯灯の整備は、これまでどおり継続して実施します。

2) 安心して外出できる環境の整備・支援

◆第1期計画で掲げた取組目標◆

- ・公的機関周辺や新規工事箇所において段差の解消や交差点の改良などを
行います。
- ・遊具の状況を確認し、必要に応じて更新や修繕を図っていきます。
- ・現在の都市公園の整備とあわせ、身近なところで自然にふれあうことが
でき、自由に遊べる場を地域全体で確保する活動などを推進していきま
す。

◆取組状況等と課題◆

- ・車道や歩道の老朽化が進んできていますが、舗装補修等を行いながら、
段差の解消や交差点の改良などを実施しています。
- ・公園遊具の老朽化が進んできているため、安全性を最優先し、場合によ
っては使用を制限しながら遊具の修繕補修等をしています。
- ・勇足地区では、社会福祉協議会とタイアップした「ゆうゆうサークル」
を開催し、地域資源を活用した世代間交流事業を行っています。

◆今後の取組◆

- ・車道や歩道の段差の解消や破損箇所の改修、交差点の改良など行います。
- ・公園施設長寿命化計画に基づき、本別町の都市公園の遊具を更新してい
きます。
- ・勇足地区、仙美里地区において公園等の整備を望む声はありますが、当
面は都市公園の新規整備は予定されていません。
- ・地域による子育て支援の好例として、ゆうゆうサークルへの支援を継続
します。

2 子どもを尊重し、子どもが夢をもって暮らせる環境づくり

2 子どもを尊重し、子どもが夢をもって暮らせる環境づくり	
(1)子どもの権利確立	1)子どもの権利意識啓発
(2)児童虐待防止対策の充実	1) 育児ストレスに対する支援体制の充実
	2) 予防対策・ネットワークの強化
(3)子どもの貧困対策【新規】	1)子どもの貧困の把握と支援

(1) 子どもの権利確立

1) 子どもの権利意識啓発

◆第1期計画で掲げた取組目標◆

- ・子どもの権利を実現するために、行政はもとより、家庭、学校、地域社会、保育所・幼稚園、企業をはじめ、すべての町民がそれぞれの立場で、子どもの視線を共有し、子どもの自己決定権を尊重するよう働きかけを行います。

◆取組状況等と課題◆

- ・基本的人権は、当然子どもにも保障されるものですが、身体的、精神的に発達途上である子どもは、これまで保護や管理の対象としか考えられないことが多く、権利行使の主体という観点が不足しているといえます。
- ・生存権、幸福追求権、思想・信教の自由、学ぶ権利など、日本国憲法において定められているもののほか、虐待の禁止、体罰・非人道的もしくは品位を傷つける扱いをさせない権利、成長発達する権利、親に養育される権利、遊び・休息する権利、子どもの参加・意見表明権、プライバシーの保護なども保障しなければならない権利として啓発する必要があります。
- ・児童の人権擁護、虐待防止等について、児童発達支援センターに相談窓口を置いています。

◆今後の取組◆

- ・児童の権利に関する条約や児童憲章の趣旨を踏まえ、子どもの人権に対する意識啓発を推進します。
- ・ポスター・パンフレット等を利用し、大人に対する啓発を行うとともに、子どもに対しても分かり易く周知する方法を検討します。

(2) 児童虐待防止対策の充実

1) 育児ストレスに対する支援体制の充実

◆第1期計画で掲げた取組目標◆

- ・産後間もない養育者は精神的にも肉体的にも過重な負担がかかることから、保健師が訪問し、育児援助や技術支援を行うとともに、育児不安や悩みを和らげるよう努めます。
- ・乳幼児期においては子育て支援センターで親子の交流や一時保育事業による心身のリフレッシュを図るなど、保護者が育児ストレスを上手に解消し、子育てが楽しいと感じられるよう、サポートを行います。
- ・乳幼児健診や各種相談・指導、訪問を通して相談業務の充実を図り、関係機関との連携を深めながら子育て家庭の支援に努めていきます。

◆取組状況等と課題◆

- ・新生児全戸訪問の実施率、乳幼児健診受診率は100%となっており、保健師が訪問や健診の場において養育者の育児不安や孤立化の早期発見・早期支援に努めています。また、心理カウンセラーによる“こころのほっと相談”の活用も継続しています。
- ・平成30年度より子育て世代包括支援センターを開設しています。電子メールによる相談も受けつけていますが、実績はなく養育者による育児相談は電話や来所によるものとなっています。

◆今後の取組◆

- ・育児協力者や相談者がいないものは、虐待のリスクも高まるため、孤立化を防ぎ、養育者のSOSサインを見逃すことがないように、引き続き母子保健活動の中で支援していきます。また、子育て世代包括支援センターの利用促進を図るため周知を徹底します。
- ・子育てを負担に感じている保護者に対し、子育て支援センター、子育て世代包括支援センター、子ども未来課が連携し、適切なサービスにつなげることによって、育児ストレスの解消に努めます。

2) 予防対策・ネットワークの強化

◆第1期計画で掲げた取組目標◆

- ・表面化しない虐待や不適切な育児等について、行政だけではなく、地域の協力を得ながら早期発見・対応に努めます。
- ・要保護児童対策地域協議会が中心となり、関係機関で情報共有と支援の協議及び適切な保護を行い、児童の健やかな成長を支援していきます。

- ・虐待等の未然防止のための広報・啓発を行うとともに、それぞれのケースについては関係機関との連携を密にし、最善の対応策を探りながら早期解決を図ります。
- ・保護を必要とする児童に温かい愛情と正しい理解をもった家庭で養育できるよう里親制度の普及啓発に努めます。

◆取組状況等と課題◆

- ・定期的に要保護児童対策地域協議会を開催し、情報共有を図っているほか、案件が発生する都度同協議会実務者会議において対応策を協議し、迅速な対応に努めています。
- ・母子手帳発行時には、全妊婦と面接を実施しています。妊婦の健康状況のみならず、夫やパートナーの状況、子育てを取り巻く環境、妊娠に対する思いを確認し、特定妊婦（出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦）の早期発見に努めています。また、養育支援が必要な家庭に関する情報を産科医療機関と共有、支援する目的である親子支援システムの活用や関係機関との連携を密にし、虐待の未然防止に努めています。

◆今後の取組◆

- ・引き続き要保護児童対策地域協議会において共有すべき情報や関係機関の連携体制等について確認するとともに、それぞれの担当業務の中でケースに発展しそうな事案の早期発見に努めます。
- ・望まない妊娠・予期しない妊娠は、深刻で複雑な事情を抱えたまま妊娠を継続することとなります。特定妊婦の早期発見に努め、今後も母子手帳発行や新生児訪問、健診等といったあらゆる場面において、虐待の早期発見に努め、早期支援していきます。

(3) 子どもの貧困対策【新規】

1) 子どもの貧困の把握と支援

◆取組状況等と課題◆

- ・令和元年10月現在、子どもの貧困にフォーカスを当てた町独自の支援策は行っていません。
- ・乳幼児等の医療費助成、保育料の独自軽減、多子世帯に対する保育料の無償化などは、子育て世代の経済的負担軽減事業として行っています。
- ・貧困状態であっても声を挙げられない子ども、そもそも自身が貧困状態であると気付いていない子どもがいる中で、本町における「子どもの貧困」の実態把握が困難な状況にあります。

◆今後の取組◆

- 令和元年 10 月から幼児教育・保育の無償化が実施されましたが、対象外となっている 2 歳児以下の子どもの保育料軽減・無償化を継続します。
- 各関係機関との連携により、子育ての孤立化を防ぎ、支援が必要な家庭の把握に努めるとともに、そのような家庭に対して適切なサービス提供に結び付け、地域の中で子どもが健やかに成長できる環境を整えます。
- 子どもの現在および将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図ります。

3 健やかに生み育てる環境の充実

3 健やかに生み育てる環境の充実	
(1) 子どもを持ちたい人への支援	1) 不妊に関する相談・情報提供
	2) 不妊治療への助成
(2) 妊産婦に関する切れ目のない保健対策の充実	1) 妊娠中・産後の健康管理の充実
	2) 喫煙・飲酒に関する意識啓発活動の推進
	3) 妊娠・出産に関する満足度の向上
(3) 幼児と親の健康の確保	1) 健康診査による病気等の早期発見と早期支援
	2) 食育、規則正しい生活習慣確立の推進
	3) 病気の予防に関する支援の充実
	4) 育児不安解消支援の充実
(4) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実	1) 性に関する知識の普及、性感染症予防の強化
	2) 子どもに関する相談・支援体制の充実
	3) 食育、心身の健康増進に関する支援の充実
	4) 病気の予防に関する支援の充実
	5) 喫煙・飲酒・薬物への正しい知識の普及
(5) 支援を必要とする子どもへの療育の充実	1) 早期発見、適切な医療・相談体制の充実
	2) 発育・発達援助の充実
	3) 保護者の不安等を軽減する支援の充実
(6) 子どもの安全確保	1) 乳幼児の不慮の事故防止対策の推進
	2) 子どもの交通安全の啓発

(1) 子どもを持ちたい人への支援

1) 不妊に関する相談・情報提供

◆第1期計画で掲げた取組目標◆

- ・不妊に関する相談や不妊治療に関する情報提供、専門医療機関の紹介を行っていきます。
- ・特定不妊治療費助成の申請時には保健師による面接を行い、心理的な負担についての相談にも対応していきます。
- ・若い世代への健康教育で、出産について正しい知識の啓蒙を行っていきます。

◆取組状況等と課題◆

- ・申請者のうち妊娠につながったケースは申請前に母子健康手帳の発行を行っており、その際に面接を行っています。また、近年、治療が長期化しているケースもあるため、心身の負担についてもフォローが必要です。
- ・生（性）教育の際に妊娠率低下の原因となる高齢出産のリスクについて周知しています。

◆今後の取組◆

- ・不妊に関する悩みは多岐にわたるため、必要に応じて適切な専門家の面接相談につなげていきます。
- ・生（性）教育の場を活用して今後も周知を図っていきます。

2) 不妊治療への助成

◆第1期計画で掲げた取組目標◆

- ・不妊治療費助成制度の広報に努め、引き続き治療費の助成を行います。
- ・子どもに恵まれず、子育てを希望する方に対し、里親制度等の周知を図っていきます。

◆取組状況等と課題◆

- ・特定不妊治療費助成は新規申請者も増えており助成額も増加しています。また、平成29年度より不育症治療費助成も開始しています。不育症治療費助成申請者の実績はありませんが今後も継続していく必要があります。
- ・里親制度については、里親月間である10月に広報にてお知らせしているほか、公共施設等にポスターを掲示し、啓発を行っています。

◆今後の取組◆

- ・健康管理センターだよりやホームページ、ポスター等を利用して引き続き周知していきます。

(2) 妊産婦に関する切れ目のない保健対策の充実

1) 妊娠中・産後の健康管理の充実

◆第1期計画で掲げた取組目標◆

- ・妊娠届け時および妊婦相談時に妊婦一般健康診査受診券を発行します。
- ・妊婦と面接が行える母子手帳及び受診券発行時の機会に要点を置き、異常や不安の強い妊婦に対して早期支援・介入をします。適宜医療機関とも情報共有を行い、支援方針を定めていきます。面接時は妊婦からも相談がしやすい雰囲気づくりを心掛けます。

- 妊娠期の夫婦を対象とした「パパとママのためのたまご教室」を開催し、父母ともに妊娠期を充実して過ごせるように支援していきます。また、参加者が増加するように、より周知と啓発に努めるとともに、妊娠期を順調に過ごすために、適切な知識や家庭・職場での協力・理解を得られるよう広報活動に努めていきます。
- 産後は出産による疲労や子育て開始による負担等が原因で精神的に不安定になりやすい時期であり、家族も含めたサポート体制の確立に努めます。
- 地域・職場から妊産婦に対する支援・協力を推進するための啓発を行います。

◆取組状況等と課題◆

- 妊婦一般健診受診券の発行は、すべての妊婦に発行しており使用率も100%です。健診結果では、切迫等何らかの所見を有する割合が増えているため、体調や食事管理についての助言が必要です。
- 妊婦との面接の機会は、前期と後期の2回に分けて実施。全ての妊婦と面接できています。面接で心配な点がある場合は、個別訪問や医療機関への連絡を行い、きめ細かな支援を行っています。
- 「パパとママのためのたまご教室」は参加率の低下が続いたため、平成30年度をもって一旦終了としました。集団教育のニーズは低下していますが、妊娠期には親準備性を高めること、体調管理の支援が重要になるため、妊婦一般健診受診券発行時の面接を活用し支援していきます。
- 核家族化が進み、子どもへのかかわり方がわからないまま親になることで、産後の不安や育児ストレスを抱える人は増えています。そのため、たまご教室にかわり、産後1～4ヶ月の母児を対象とした「産後ケアクラス」を令和元年度より開始しました。多くの人に参加してもらえるよう、周知と啓発に努めます。また、家族を含めたサポート体制、一時保育等の地域資源が活用できるよう周知と関係機関との連携に努めます。

◆今後の取組◆

- 妊婦期を心身ともに健康に過ごし、親準備性を高められるよう、一般健診受診券発行時の面接をより丁寧に行います。
- 産後ケアクラスの参加者を増やせるよう、周知に努めます。

2) 喫煙・飲酒に関する意識啓発活動の推進

◆第1期計画で掲げた取組目標◆

- ・家族をはじめ広く喫煙者へタバコの害についての啓蒙活動を強めていかなければなりません。
- ・年齢が高いほど飲酒率も高くなる傾向があり、日常化しているアルコール摂取が妊娠中であっても継続されている状況が見受けられ、胎児に悪影響を及ぼすことから、さらなる禁酒指導が必要です。妊婦との面接の機会に家族（父親）の状況とも併せて聞き取りを行い、各家庭の状況に合わせた内容で説明・指導および支援を行います。
- ・タバコが及ぼす害は喫煙者のみならず、間接的に妊婦や子ども等へも影響を与えることを広く周知していきます。

◆取組状況等と課題◆

- ・妊娠中、育児中に喫煙している人が少数います。父親の喫煙者は3割程度いますが、年々減少しています。
- ・妊婦との面接の機会に、飲酒、喫煙の有無について確認し、それぞれの弊害について指導しています。また、乳幼児健診でも弊害について指導しています。

◆今後の取組◆

- ・妊娠中の喫煙、育児中の喫煙が低出生体重児、呼吸器疾患のリスクになること等を、喫煙者だけでなく家族にも指導していきます。

3) 妊娠・出産に関する満足度の向上

◆第1期計画で掲げた取組目標◆

- ・事前にお産をイメージすること、満足するお産について考えてもらうことに要点をおいて面接を実施します。
- ・お産の振り返りも母が肯定的に受け止め、育児にも自信を持って行えるよう支援、指導を行います。
- ・地域や行政がサポートできる支援内容について、検討を行っていきます。

◆取組状況等と課題◆

- ・約9割の人が、満足するお産について考えることができます。また、満足するお産ができたと回答する人も9割と、肯定的な受け止めができています。
- ・個別の面接や訪問を通し、必要な支援内容について助言や検討を行っています。

◆今後の取組◆

- ・今後も、満足するお産ができ、自身をもって育児に取り組めるよう妊娠期から丁寧な面接を心がけ継続支援を行います。

(3) 幼児と親の健康の確保

1) 健康診査による病気等の早期発見と早期支援

◆第1期計画で掲げた取組目標◆

- ・保護者が子どもの健康状態を知り、子育てを確認できる場となるよう今後も各種健診の充実に努め、受診率の向上を目指します。
- ・未受診者の把握に努め、家庭訪問や電話など個別に対応し、乳幼児の健全な発育促進に努めます。

◆取組状況等と課題◆

- ・乳児健診、幼児健診の受診率は100%です。
- ・未受診者がいた場合、家庭訪問や電話など個別対応し、乳幼児、保護者の状況確認を行っています。

◆今後の取組◆

- ・対象者全員が受診できるよう継続して支援していきます。
- ・未受診者の把握に努めます。
- ・子どもの病気を早期発見するだけでなく、保護者の育児不安に対する支援も含め、早期に対応していきます。

2) 食育、規則正しい生活習慣確立の推進

◆第1期計画で掲げた取組目標◆

- ・離乳期より食事の基本を学び、子どもが成長する中で食事を通してしっかりと栄養摂取していけるよう、生活内容を確認しながら、個々に合わせた指導を行っています。
- ・たまご教室では、自分自身の食生活の見直しを行い、健康的な食生活を送るための知識の普及、また望ましい食生活の確立に向けた支援を行います。
- ・口腔の発達状況や身体の発育に伴う適切な栄養摂取等、月齢に応じた離乳食を進めていくため、乳幼児健診等でそれぞれ個々の月齢や状況に沿った内容で細かな助言、指導をしっかりと行います。
- ・間食や食事の内容に重点を置くとともに、生活の夜型化も進行しており、外遊びや適度な運動を行う等、生活習慣を確立する指導に努めます。

◆取組状況等と課題◆

- ・乳幼児健診時に栄養指導を行い、離乳食の説明を行っています。そのほか必要と思われる場合には個別に対応しています。細かな内容の指導が必要な保護者も増えており、月齢に応じた離乳食のすすめ方について、よりわかりやすい指導が必要です。
- ・たまご教室は平成 30 年度で終了しましたが、後期受診券発行時に妊婦への栄養指導を行い、相談や食生活の見直しにむけて支援を行っています。

◆今後の取組◆

- ・離乳食の指導では、より具体的でわかりやすい指導が必要になります。離乳食の指導では展示や試食を取り入れることで、離乳食を順調に進めていけるよう支援します。
- ・妊娠期は食生活を見直す良い機会になるので、妊婦への栄養指導を継続して行います。
- ・食生活をはじめとする規則正しい生活習慣を身につけられるよう、乳幼児健診を通して関わっていきます。

3) 病気の予防に関する支援の充実

◆第 1 期計画で掲げた取組目標◆

- ・今後も健診時に定期的な歯科受診とフッ素洗口について周知、啓発し、受診者の増加を目指します。
- ・予防接種は種類が増えたため、保護者にも知識を得て自分でも考えられるように、新生児訪問や健診時などで説明と指導を徹底して行います。
- ・健康ほんべつ 21 は、平成 25 年度に評価と平成 26 年度以降の計画を立案しているため、その方向性を踏まえ事業を展開していきます。

◆取組状況等と課題◆

- ・保育所・こども園で集団フッ素洗口が行われていますが、併用して個別フッ素洗口を行っている人もおり、受診者数は維持されています。
- ・定期予防接種、任意予防接種の種類が多く、接種スケジュールで悩む保護者が多い状況です。

◆今後の取組◆

- ・集団フッ素洗口を継続するとともに、個別のフッ素洗口の周知、啓発を行い、受診者の増加を目指します。
- ・予防接種のスケジュールの組み方を自分でも考えられるよう、新生児訪問や健診時などで、継続して説明と指導を行います。

4) 育児不安解消支援の充実

◆第1期計画で掲げた取組目標◆

- ・母子手帳の交付時や乳幼児健診、相談事業などの機会を活用し子育てに関する情報提供や相談支援を行います。また、健康管理センターだよりやパンフレットなど多様な媒体を活用して情報提供に努めます。

◆取組状況等と課題◆

- ・毎週定例の育児相談日を設けているほか、子育て支援センターで月1回育児相談日も設けています。また、電話相談、来所相談は随時受け付けています。相談内容は、体重の増え具合、子どもの体調、離乳食の進め方等、様々です。

◆今後の取組◆

- ・子育て支援センターや健康管理センターなど、なじみの場所で相談の機会を確保することで、育児に関する不安や心配事の早期解決につながっています。定例の育児相談のほか、電話相談、来所相談には随時対応し、育児不安を軽減できるよう対応していきます。

(4) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

1) 性に関する知識の普及、性感染症予防の強化

◆第1期計画で掲げた取組目標◆

- ・具体的な避妊教育はもとより、人工妊娠中絶のリスク（不妊などの合併症）について指導を強める必要があります。
- ・性感染症4疾患（クラミジア感染症、ヘルペスウイルス感染症、淋菌感染症、尖形コンジローム）の患者数自体は年々減少しているものの、全国的に性感染症患者が若年化しており、発生を防ぐための対策を行っていく必要があります。
- ・生徒の状況に応じて、必要な内容について学校側と検討しながら効果的な学習の支援を継続していきます。
- ・乳幼児との触れ合いなどを実施し、出産の大変さ、命のたいせつさ、家族の絆、将来の事を考えたりする機会を作っていく必要があります。

◆取組状況等と課題◆

- ・十勝管内の人工妊娠中絶数は減っており、それに伴い10代の人口妊娠中絶数も減っていますが、全国と比べると高い状態です。
- ・十勝管内の平成30年度の性感染症全数に占める10代の割合は17.2%で、全国の6.1%と比べると高いです。十勝はどの年度も全国より割合が高い状態であるため、性感染症予防について知識啓蒙が必要です。

- ・小・中学校共に、全学年で担当教諭及び養護教諭により性教育を指導しています。年間指導計画が作成され、教育課程にも位置付けて実践しています。
- ・性教育指導について、外部指導者を招き、より専門的な知識を身に付けさせる機会を設ける必要があります。
- ・指導の対象は児童生徒のみなので、PTA 活動等を通して保護者向けにも性教育について取り組む必要があります。

◆今後の取組◆

- ・中学校、高校の保健体育で性に関する知識について学習していますが、生徒の状況に応じて、必要な内容を学校側と検討しながら効果的な学習の支援を継続します。
- ・全体計画に基づき実践を進めていきます。
- ・指導者の工夫・改善を図っていきます。
- ・性教育授業の交流の推進を図っていきます。
- ・外部講師(保健師)等による出前授業や資料の提供の推進を図っていきます。
- ・子どもと共に学べる性教育講座の実施の実現や PTA 等を活用して性教育の推進を図ります。

2) 子どもに関する相談・支援体制の充実

◆第1期計画で掲げた取組目標◆

- ・相談支援体制では、相談しやすい環境づくりに努め、スクールカウンセラーの配置による専門的な支援を行います。
- ・本別町子どもを育む環境づくり推進会議、本別町生活指導連絡協議会と引き続き連携し、いじめ・不登校問題等の早期解決に向けた活動を実施します。
- ・子どもに関わる部署のみならず、自治会、民生委員児童委員、医療機関、警察、児童相談所等の外部機関と連携し、様々な角度から総合的に行う支援体制を確立していきます。
- ・関係する職員の研修を深め、事例を通して児童生徒の対応について共通認識を図るとともに必要な機関と連携した取り組みを推進していきます。

◆取組状況等と課題◆

- ・小中学校において複数回の教育相談の実施と課題の共有を図っています。中学校は、スクールカウンセラーを活用しています。
- ・いじめ問題は、年2回のいじめアンケートを基に、懸案事項の解決に当たっています。

- ・不登校問題は、定期的な生徒指導交流会の実施や教育委員会からの学校訪問等を通して情報の共有を図っています。
- ・教育支援シートを積極的に活用して効果的な指導に役立てています。

◆今後の取組◆

- ・現体制の維持による教育相談活動の充実を図っていきます
- ・いじめに関しての積極的な認知への意識を高めていきます。
- ・不登校児童生徒及び不登校傾向児童生徒への適切な対応への推進を図っていきます。
- ・小中学校での学習活動や生徒指導における情報交換の一層の推進を図っていきます。
- ・小中学校を見通したカリキュラムの見直しや学習条規の設定、生徒指導の繋がり共有を一層推進させていきます。

3) 食育、心身の健康増進に関する支援の充実

◆第1期計画で掲げた取組目標◆

- ・食事をおいしく、効率よく栄養摂取するには、運動を習慣づけること、体を動かすことが大切であり、生涯にわたって食を楽しみながら健康づくりに役立てる「食育」を推進していきます。
- ・今後も、家庭での規則正しい生活、早寝・早起き・朝ご飯運動を推進していくとともに、引き続き、食物アレルギーへの対応を実施していきます。

◆取組状況等と課題◆

- ・全小中学校において、給食指導の充実及び年間指導の計画の作成に基づき、栄養教諭による食の指導が実践されています。
- ・教育委員会との連携を図り、食物アレルギーに対しての適切な指導を行っています。
- ・家庭における子どもの食生活の指導の徹底を図る必要があります。
- ・肥満傾向の児童生徒へ啓蒙や指導の在り方の工夫が必要です。

◆今後の取組◆

- ・外部講師(栄養教諭、保健師)等による食の指導の実践・資料等の提示を推進していきます。
- ・家庭での基本的生活習慣の定着を図ります。(紙媒体やPTA活動を通じた研修講座等の開催)。
- ・肥満・肥満傾向児童生徒への運動習慣や食生活、肥満に伴う疾病等の啓蒙を図ります。

4) 病気の予防に関する支援の充実

◆第1期計画で掲げた取組目標◆

- ・最近の生活環境や生活態度の変化によって、勉強、読書、テレビ、塾、マンガ、パソコン等近くを見る機会が長時間となること、骨盤や頸椎などの体の歪みによって、頭部から眼球までの血液循環が悪くなることや、ストレス、食べ物、病気の影響等がきっかけとなり、視力の低下につながることもあるため、適度な休養と正しい姿勢をとるよう啓発を行い、視力が低下しはじめたら専門医の診断を早めに受けるよう指導を行っていきます。
- ・今後も、健康管理センターと連携して健康増進に関する事業を行います。
- ・規則正しい生活を身に付け、健康・体力増進と学力向上を結び付けた取組を行います。

◆取組状況等と課題◆

- ・保健指導に関する年間指導計画に基づき、各校で保健に関する指導が実践されています。
- ・基本的な生活習慣の定着に向け、歯磨き指導やフッ化物洗口の実施、保健授業の中での取組、保健便りによる啓蒙活動などが実践されています。
- ・スマホやテレビ等の見過ぎによる頭痛や視力・聴力障害等、様々な障害に対応することが必要です。
- ・健康と体力・学力を結びつける指導が不十分であるため、関連を持たせた指導など工夫が必要です。

◆今後の取組◆

- ・フッ化物洗口の継続した実施により一層の定着を図ります。
- ・歯磨き指導は中学生に対しても推進し充実を図ります。
- ・外部講師の紹介及び助成金の交付により充実した指導体制を確立します。
- ・健康・体力・学力の具体的な関連について、周知と理解を求める取組を実践します。

5) 喫煙・飲酒・薬物への正しい知識の普及

◆第1期計画で掲げた取組目標◆

- ・喫煙や飲酒の防止に当たっては、「未成年者の喫煙・飲酒は法律で禁止されている」という指導がなされることが多くあります。しかしながら、好奇心を刺激して逆効果を招くおそれもあり、「自分自身を傷つけ、周囲の人も傷つける」という害について教えていくことが重要です。薬物への知識については、薬物の害の「急性中毒」について知っている児童は

少数であり、関係機関で連携・検討し、知識の習得について確認を行うことが重要です。

- ・ 今後は、外部講師を招くなど引き続き啓発活動を行っていきます。

◆取組状況等と課題◆

- ・ 小学校では 5、6 年生を対象に「病気の予防」で飲酒・喫煙・薬物に関する項目を教育課程に位置付けて、指導に当たっています。
- ・ 中学校では保健の時間で飲酒・喫煙・薬物に関する指導を実施しています。薬物に関しては、3 年生を中心に警察など外部から講師を招いて指導を受けています。
- ・ ただし、指導だけの時間で終わってしまい、実生活での定着が不十分といえます。

◆今後の取組◆

- ・ 保健便り等、授業だけでは不十分な面を補う手立てが必要であるため、積極的に広報活動を推進していきます。
- ・ 一層の小中連携を図り、発達段階を踏まえ、小学校と中学校と内容が重複しないよう効率の良い指導を行います。
- ・ 小中学校ともに、外部講師の活用を積極的に図ります。

(5) 支援を必要とする子どもへの療育の充実

1) 早期発見、適切な医療・相談体制の充実

◆第 1 期計画で掲げた取組目標◆

- ・ ことばの教室（発達支援センター）、医療機関、障がい担当など関係機関と適切な支援について検討しながら、対象者が早期に支援に結びつくことができるよう、検診等で気になる子のサインを見逃さないよう精度管理に努めます。
- ・ 保護者の支援も重要なので、受容にむけて保護者の気持ちに寄り添いながら相談支援を行います。

◆取組状況等と課題◆

- ・ 幼児健診には、児童発達支援センター職員も健診に従事し、専門職からの観察により支援の必要性を早期に判断できる体制をとっています。また、保護者が気軽に相談が出来るよう、相談の場も設けています。
- ・ 健康管理センター、児童発達支援センター、障がい者福祉担当の 3 者で定期会議を開催し、情報の共有、対応方法の検討を行っています。

◆今後の取組◆

- ・ 今後も引き続き関係機関と連携を図り、母子保健事業を通して早期発見・早期療育に努めます。また、発達特性を見るための 5 歳児健診や保護者

自身が気づける方法、キッズサポートの有効的な活用について検討します。

2) 発育・発達援助の充実

◆第1期計画で掲げた取組目標◆

- ・ことばの教室が利用しやすく、子どもや保護者にとって満足のいくものとするため、内容の充実を図っていきます。
- ・発達支援の研修等、支援者のスキルアップも図りながら、住民に正しい情報提供ができるよう努めていきます。

◆取組状況等と課題◆

- ・ことばの教室は、平成29年10月に本別町児童発達支援センターとなり、児童発達支援事業、放課後デイサービス事業、保育所等訪問事業、相談事業等を行っています。
- ・平成30年4月からアメリティ本別の専門職（PT 理学療法士、ST 言語聴覚士）派遣事業を行い、専門職からみる気づきを保護者、療育担当（保育士）へアドバイスいただいています。
- ・平成31年度から、保護者の同意により、特別支援在籍児童の「個別的教育支援計画」を当センターでの指導に活用しています。
- ・令和元年度から当センターで発達検査を行い、子どもの得意な事や苦手に感じていることを具体的に伝えることで相談支援に活かしています。
- ・子どもの得意なこと、好きなことを尊重しながら療育を行いつつ、児童相談所、総合ケアセンター、健康管理センターなど関係機関と協力しながら子どもの健全育成を支援しています。

◆今後の取組◆

- ・今後も引き続き、リハビリ専門職員による定期的な観察により、新たな気づきや発見に努めていきます。
- ・リハビリ専門職員から学び、療育担当（保育士）のスキル向上を図ります。
- ・発達相談は今後も増加傾向にあり、当センターでのアセスメントとして発達検査を取り入れていきます。

3) 保護者の負担等を軽減する支援の充実

◆第1期計画で掲げた取組目標◆

- ・ことばの教室（発達支援センター）、保育所、子育て支援センター、学童保育所、児童館では発達の遅れなどが心配される児童の相談や保育を行うとともに、保護者への支援に努めます。

- ことばの教室（発達支援センター）に通うお子さんの保護者で組織している「ことばを育てる親の会」では、日頃あまり交流の無いみなさんが、互いの悩みや不安を気軽に相談できる場、交流できる場として機能しており、今後とも充実を図っていきけるよう支援を行っていきます。
- ことばの教室（発達支援センター）に通うことで、周りから「障がいを持っている子」と偏見の目で見られることを恐れたり、我が子の発達を心配しているが、認めたくないと困惑したりしている保護者もあり、気軽に参加できる行事の企画や、新しい情報を収集し提供できるよう、学習会、施設見学等を実施して見聞を広めるなど、更なる充実を図るとともに、住民意識の改善を進めていかなければなりません。
- NPO 法人インクルードにおいて、在宅の障がい児等の日中活動の場を提供し、家族（介護者）の就労支援や介護負担の軽減などを目的とした、日中一時支援事業を実施しています。

◆取組状況等と課題◆

- 児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業は、発達に心配ある児童・生徒に対し、一人ひとりの個性に合わせて指導を行い、基本的生活習慣、対人関係、言語やコミュニケーションなどの力を伸ばします。
- 一人ひとりに合わせた「個別の指導計画」を作成し、年2回保護者と評価・見直しを行いながら、保護者自身にも子どもの成長への気づきになるような支援を実施しています。
- 保育所等訪問事業は、保護者の方の同意を得て、保育所、こども園、小学校、中学校、学童保育所などへ訪問し、子どもの観察と支援を進めています。
- 保護者同士の交流として、茶話会とペアレントメンター（発達障がいのある子どもを育ててきた保護者）事業を活用し、同じ立場の保護者として「子育ての悩み」に共感や情報提供の場を設けています。
- 障がい福祉サービスマップ「いっぽ」に児童発達支援センターを掲載し、福祉の情報を啓発しています。
- 定期的にコア会議（総合ケアセンター、健康管理センター、児童発達支援センター）を開催し、子どもの進路、就労などについて情報の共有に努めています。
- 日中一時支援事業については家族の休息の確保などのサービスを提供し、家族が孤立しないよう地域とのつながりを持つことで身体的、精神的な負担を軽減できるよう支援を実施しています。

- ・義務教育卒業後の暮らしの支援については、総合ケアセンターが中心となり各関係機関と在宅での支援、就労に向けた必要な相談体制を継続できるように支援を実施しています。

◆今後の取組◆

- ・家庭、学校、児童発達支援センター、アメニティ本別等、各関係機関それぞれの役割を整理しながら、ひとつの場所ですべてを抱え込むのではなく、情報を共有し、総合的な支援を行っていきます。
- ・日中一時支援事業は、家族の介護負担軽減などを目的に継続していきます。
- ・今後も利用者の要望を把握し、豊かな地域生活を送ることができるよう、利用しやすい療育体制の確立を図ります。
- ・義務教育卒業後も安心して本別で暮らすための在宅支援、就労支援の方法について、関係部署や関係機関とともに検討していきます。

(6) 子どもの安全確保

1) 乳幼児の不慮の事故防止対策の推進

◆第1期計画で掲げた取組目標◆

- ・乳幼児の心肺蘇生法を知ることが重要であるため、消防署と連携して定期的な救命講習会の実施、普及に努めます。
- ・緊急時に必要な休日・夜間の小児救急医療情報を知っていることも重要なため、情報提供に努めます。
- ・乳幼児の事故が減少するように今後も乳幼児健診時に確認と指導を行っていきます。
- ・「なかよし」の講座を継続して行い、多くの人に参加してもらえよう周知を行います。

◆取組状況等と課題◆

- ・新生児訪問において小児救急医療情報に関するパンフレットを配布しています。
- ・乳幼児健診において事故防止パンフレットの配布、健診アンケートにて確認・指導を行っています。また、子育て支援センターが開催するリフレッシュ講座において救急救命講座を実施しています。

◆今後の取組◆

- ・新生児、乳幼児の事故防止について、あらゆる機会を通じて引き続き周知を徹底します。

2) 子どもの交通安全の啓発

◆第1期計画で掲げた取組目標◆

- ・本別町では保育所・幼稚園において、交通安全啓発のため保護者を中心に「こぐまクラブ」を組織し、定期的に保護者と児童で交通のルールについて学んだり、道路での実地指導が行われたりしています。今後は幼児の減少によりクラブ単位での訓練の実施が困難になってくることも想定されるため、クラブの一元化も視野に入れながらそのあり方を検討していきます。
- ・交通安全協会や子育て支援センターでは、チャイルドシートの無料貸し出しを行っており、貸し出しを通して正しい取付方法を指導し、交通安全活動の啓発に努めます。
- ・交通事故は、児童生徒側の不注意だけでなく、自動車運転者等の過失によるものもあるため、運転者に対しては常に歩行者等を守る視点を持ち、安全な行動をとるよう更なる啓発に努めます。

◆取組状況等と課題◆

- ・幼児の減少により、こぐまクラブの単位クラブ数も減少していますが、従来通り交通ルールや路上での指導を続けています。
- ・チャイルドシートの無料貸し出し、小学生を対象にした交通安全教室を毎年開催し、交通安全活動の啓発に務めています。

◆今後の取組◆

- ・こぐまクラブのクラブ単位が、こども園と勇足保育所の2組織になり、将来的にクラブの一元化も考えられるため、訓練の方法についての有効性を検討していきます。
- ・幼児への交通安全教育は、子どもが成長していく中で重要であるため、常に安全な行動がとれるよう指導します。
- ・運転者に対する啓発については、特に高齢者の運転者に対して重点を置き進めます。

4 自然・地域と親しみ豊かな心と生きる力を育む

4 自然・地域と親しみ豊かな心と生きる力を育む	
(1) 児童の健全育成活動の支援	1) 放課後児童対策の充実
	2) 地域活動への参加促進
(2) 家庭や地域の教育力の向上	1) 家庭や地域の教育充実支援
(3) 次代の親の育成活動の充実	1) 中高生と幼児とのふれあい事業の推進
(4) 生きる力の育成強化	1) 豊かな心の育成活動の支援
	2) 健やかな体の育成活動の充実
	3) 学校教育環境等の整備強化

(1) 児童の健全育成活動の支援

1) 放課後児童対策の充実

◆第1期計画で掲げた取組目標◆

- ・子どもは遊びを通じて仲間関係の形成や社会性を学んでいくことから、子どもが自主的に遊べ、安全に過ごす場所の確保が必要であり、継続した取組みを行っていきます。
- ・伝統や文化を子どもたちに伝えていくため、高齢者との交流や、命の大切さについて学ぶため乳幼児との交流を行うなど、異世代交流を積極的に推進し、放課後児童クラブ（学童保育）・児童館の活動の充実に努めます。
- ・児童館において、子どもの居場所づくりや、遊びを通じて子どもたちの生きる力を育みます。
- ・共働き家庭等の小学生の遊び・生活の場を確保するとともに、次代を担う人材を育成する観点から、「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型の実施を目指します。

◆取組状況等と課題◆

- ・中央小学校区に設置されている学童保育所の運営主体を学童保育所運営協議会から町に移管し、保護者の負担軽減を図りました。
- ・平成29年度から勇足小学校区、平成30年度から仙美里小学校区に学童保育所を開設し、町内全小学校区における放課後児童対策を行いました。
- ・市街地には児童館2か所、類似施設として北地区交流センターが設置されています。各館で実施する事業のほか、3館合同事業を行い、友達との関わりや遊びから子どもの社会性を育てています。
- ・勇足地区と仙美里地区に開設していた放課後子供教室は、それぞれ学童保育所に移行しましたが、放課後子ども総合プランの理念に基づき、それぞれのサービスの一体提供を行うかたちで運営しています。

◆今後の取組◆

- ・学童保育所は引き続き各小学校区において運営します。
- ・勇足と仙美里の両学童保育所は、平成 30 年公表の「新・放課後総合プラン」に基づき、放課後児童クラブ、放課後子供教室の機能を合わせ持った運営とし、多様な体験・活動について検討を進めます。
- ・本別学童保育所は、これまで利用人数が多い状態が続いており、放課後子供教室との一体運営は難しい状況ですが、児童館との連携について検討を進めます。

2) 地域活動への参加促進

◆第 1 期計画で掲げた取組目標◆

- ・平成 16 年度から実施している「ほんべつ元気合宿」では、子どもたちが泊 6 日共同で生活体験することにより、人との関わり方の向上や主体的に活動できるようになること、自ら考え行動できるようになることなどを目的として行っており、今後とも内容の充実を図り開催していきます。
- ・たくましく生きる力を身につけさせ、将来豊に暮らしていける子どもを育みます。

◆取組状況等と課題◆

- ・「ほんべつ元気合宿」は、協調性や自立性を養うことを目的に、道教育大釧路校の支援を受けて実施しています。令和元年度は PR が功を奏し、全ての学校から、定員を上回る応募がありました。保護者からも好評であり、リピーターが多いのが本事業の特徴です。
- ・令和元年度は本事業に繋げることを目的に、1，2 年生を対象としたブシ元気学宿を初めて実施し、人間形成の一助となる事業の拡大に成功しました。

◆今後の取組◆

- ・時代の変容と共に、内容の充実と変化を図り、継続して事業を実施します。

(2) 家庭や地域の教育力の向上

1) 家庭や地域の教育充実支援

◆第 1 期計画で掲げた取組目標◆

- ・教育委員会で推進している「ほんべつ学びの日」の取組や、学校支援地域本部事業などにより、学校、家庭及び地域と一体となって子どもたちを育みます。

- ・学校と企業・地域が連携した職場体験やインターンシップを通じ、勤労観、職業観を身につけるとともに、実社会における協調性やリーダーシップ、ボランティア精神を学ぶなど、キャリア教育を実施することが重要となっています。将来を見通した進路の選択や決定が具体的にできるよう、支援します。
- ・子どもの人格形成の基礎を培う基本的な家庭機能の充実を図るため、成長段階に合わせた学習や指導を地域が一体となって取り組みます。

◆取組状況等と課題◆

- ・「ほんべつ学びの日」の取組は、障がい者週間記念事業との共同開催を経て、現在のフェスティバル形式として再スタートし、3年が経過しました。学びの日の理念を啓蒙する取り組みとして、主に小学生を対象とした事業展開を推進しています。
- ・中学生の職場体験・インターンシップ事業は、2、3年生を対象に、町商工会と連携を図りキャリア教育を実施しています。長期間かけて事前学習～事後学習まで、様々な人材を登用して行っています。
- ・地域とともにある学校を目指し、全ての学校でコミュニティ・スクールを導入しました。地域や保護者の想いを学校運営に反映し、課題となる様々な教育活動に対応する組織体を形成しています。

◆今後の取組◆

- ・「ほんべつ学びの日」事業は、時代とマッチした取り組みにシフトチェンジし、行政の様々な部局と連携しながら企画の工夫・改善を図り、事業を取り進めます。
- ・職場体験・インターンシップ事業は、各校の取り組みを尊重し、適切な支援体制を整備します。また、コミュニティ・スクールと関連した取り組みに強化していきます。
- ・地域の課題や学校の課題を整理し、有効な支援策をコミュニティ・スクールで協議・検討できる体制を構築していきます。

(3) 次代の親の育成活動の充実

1) 中高生と幼児とのふれあい事業の推進

◆第1期計画で掲げた取組目標◆

- ・保育所、幼稚園、児童館、子育て支援センターでの交流活動や健康管理センターで行われる健康診査など、引き続き他機関の協力を得ながらあらゆる機会において中高生が乳幼児と触れ合う機会づくりに努めます。

◆取組状況等と課題◆

- ・児童生徒がこども園や保育所を訪問し、交流する機会を持ちました。また、就学前に学校へ登校する機会を設定し、就学前教育・保育と小学校との円滑な接続を意識した取り組みを実施しています。

◆今後の取組◆

- ・引き続き児童生徒と乳幼児のふれあい交流を積極的に推進し、命の尊さや人とのかかわりについて学習を深めていきます。

(4) 生きる力の育成強化

1) 豊かな心の育成活動の支援

◆第1期計画で掲げた取組目標◆

- ・自治会活動や各種ボランティアを経験することで社会性を養うことができることから、地域と学校の連携のもとに、様々な自然体験・社会体験活動の機会を提供していきます。
- ・生まれ育った地域を理解し、愛することを推進するとともに、積極的に社会参加を行い地域との交流を深めます。

◆取組状況等と課題◆

- ・歴史民俗資料館では、ボランティアの協力により、昔の道具や遊びの体験、語りべによる戦争体験談などを通して、学校でのふるさと学習にきめ細かく対応しています。まちの歴史や自然を知るためのほんべつ学は、座学と体験学習を織り交ぜて開催しています。
- ・ボランティアの高齢化と、講座参加児童の固定化が課題となっています。

◆今後の取組◆

- ・戦後75年を迎え、戦争体験者の肉声で平和の大切さを伝えることが困難になっていきます。また郷土史に詳しい人材も少なくなるため、分かりやすい資料の作成を進め、地域の歴史を語り継ぐ工夫が必要です。コミュニティ・スクールを活かし、学校教育と連動した活動を推進します。

2) 健やかな体の育成活動の充実

◆第1期計画で掲げた取組目標◆

- ・これまで、子供たちが自主的に行っている運動部（少年団）活動や体育の授業において、運動することの意義を学習し、体力の増進が図られるなどの成果を上げています。また、学校外活動では、「あかげら少年団」で各種スポーツ活動等の体験機会を提供しています。体を動かすことの意義や心地よさを伝え、スポーツに親しむとともに運動能力を高めていくため、内容の充実を図っていきます。

- ・運動部（少年団）活動にあっては学校関係者のみならず、広く地域から指導者を起用できるよう指導者育成活動を支援していきます。

◆取組状況等と課題◆

- ・令和元年度現在本町には様々な競技の少年団が12団体あり、子ども達の体力増進が図られています。少子化のなか、少年団に加入する団員の数はここ数年変わらずに推移しています。
- ・一部の少年団は人数が少なく、試合に出られない状況となっています。子ども達が競技を選択する機会を確保することが課題です。
- ・少年団に加入していない子どもたちを対象としていた「あかげら少年団」は、参加する子どもが年々減少しており、事業の見直しが必要です。
- ・少年団活動において、認定員の資格を持っている指導者2人を配置するよう義務付けされたこともあり、認定員講習の参加費を助成しています。また、毎年、指導者及び母集団を対象に研修会を開催していますが、後継者を増やすことが課題となっています。

◆今後の取組◆

- ・今後、少年団数は減っていく見通しですが、体育協会加盟団体の協力を得ながら、子ども達が興味を持った競技を体験できる環境をつくります。
- ・「あかげら少年団」は、社会教育とタイアップした形で事業を展開することによって、多くの子ども達に参加してもらい、同時にジュニアリーダーの育成にも繋がります。
- ・指導者育成活動は、講習会等の参加について引き続き支援し、指導者母集団研修会も継続して開催します。

3) 学校教育環境等の整備強化

◆第1期計画で掲げた取組目標◆

- ・基礎の確実な定着と個性を伸ばす学校教育の充実を図り、PTA活動への参加促進、地域住民が参加しやすい環境の整備など家庭や地域との連携・協力を深め、地域に開かれた学校づくりを推進していきます。
- ・他の団体や地域の協力を得て、開かれた学校づくりを進めていくとともに、体験型学習を深めていきます。

◆取組状況等と課題◆

- ・「確かな学力」の育成では、学力向上を図る学校改善プランの見直しや長期休業中の学習サポートの実施など、各学校の実情に応じた取組みを進めているほか、「本別町学力向上支援委員会」が各学校で取り組む具体策を検証し支援しています。

- 学校を核として地域全体で子どもたちの学びを育むため、中学校区を基本とする勇足地区と本別・仙美里地区の2地区において学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールの導入を進めています。

◆今後の取組◆

- 学びの主軸に位置付けしている英語は、なれ親しむ授業など、幼少期から義務教育、高校、生涯学習を含め、英語教員と英語指導助手を派遣し、誰もが気軽に参加できる英語学習の場を提供していきます。
- 特別支援教育は、障がいのある子どもと障害のない子どもが共に学ぶインクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、学校に特別支援教育支援員を配置するほか、個別の教育支援計画を利用して、特別な支援を必要とする子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導や支援を充実させていきます。
- いじめや不登校の根絶に向け、中学校にスクールカウンセラーを配置するほか、年2回のいじめに対するアンケート調査や定期的な学校訪問を実施し、未然防止・早期対応に努めます。
- 本別高校への支援活動については、魅力ある本別高校のPRに努め、本別高校の教育を考える会を通して新たな支援策を検討・検証するとともに、関係機関と連携し、その方向性を見出していきます。

第6章 計画の推進に向けて

1 地域の住民・団体・機関等の連携および協力体制の構築

本計画を推進するにあたり、庁内の関係各課が連携し、情報の共有化を図り、横断的に施策の展開を図ることはもとより、本別町子ども・子育て会議をはじめ幅広い住民の地域社会への参画を促進するとともに、地域社会における相互扶助その他の機能が活性化するよう、各団体等との協力体制の構築を図ります。

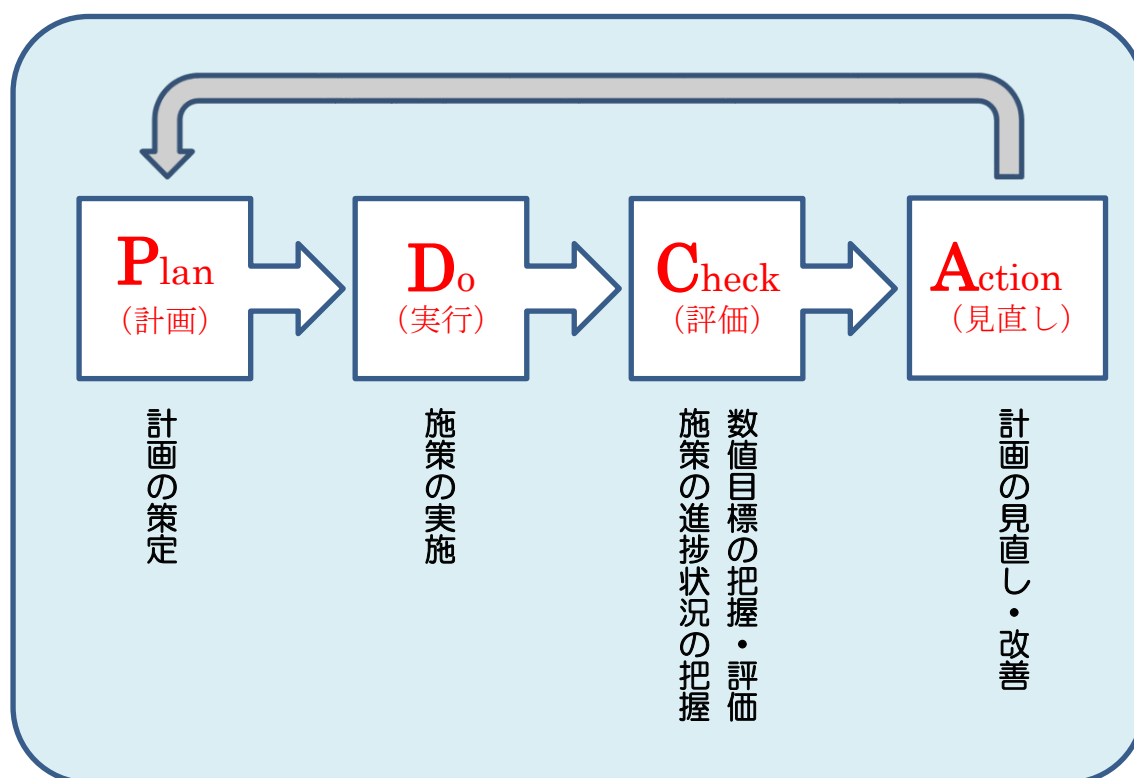
2 地域資源の把握・有効活用

地域の様々な問題を解決していくうえで、地域住民一人ひとりが課題について正しく理解し、その解決に向け意欲ややりがいをもって、自主的に行動を起こすことが重要となります。

地域で子ども・子育てを支えるための様々な社会資源の把握に努めるとともに、既存の団体等の新たな活動の展開への支援など、有効活用を図っていきます。

3 計画の点検・評価

本計画の進行管理については、随時その実施状況の把握や評価点検を行い、PDCAサイクルにより計画全体の進行管理を図ります。



すくすくジャパン!

「第2期 本別町子ども・子育て支援事業計画」

(令和2年度～令和6年度)

令和2年3月

発行：本別町

〒089-3392

北海道中川郡本別町北2丁目4番地1

TEL：0156-22-2141 FAX：0156-22-3237

E-mail：kmiraik@town.honbetsu.hokkaido.jp

HP：http://www.town.honbetsu.hokkaido.jp/

編集：本別町子ども未来課

